先進国援助機関調査報告書フランス共和国

JICA
909
36
FRO
BRARY

10.56

先進国援助機関調査
報告書

フランス共和国

第1版

平成6年2月

国際協力事業団
フランス事務所

JICA LIBRARY
J 1138058 [1]

SC

目次

Ⅰ．援助の目的と制度
A．開発援助政策――――――――――――――――――――――――――――――――― 1
1．法的枠組
2．開発援助の目的と理念
3．援助の重点政策
4．対象となる被援助国
B．開発援助予算――――――――――――――――――――――――――――――――― 4
1．概要と特徴
2．無償資金協力
3．技術協力
4．借款
5．国際機関を通じてのＯＤＡ
C．国レベル実施体制――――――――――――――――――――――――――――――１０
1．全体の機構
2．政策立案体制と実施機関の関係
a）関係各省庁との関係
b）外務省と協力省
c）協力省とＣＦＤ
3．技術協力実施機関概略
a）関連技術協力機関とその関連機構図
b）機関別概要及びその役割

Ⅱ．当該援助機関の概要と実施システム
A．実施機関の概要――――――――――――――――――――――――――――――１８
1．実施機関の設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等
2．実施機関の所掌業務と機構
1）外務省
2）協力省
3）経済財政省
4）フランス開発金庫（ＣＦＤ）
B．意志決定と役割及び実施システム――――――――――――――――――――――３３
1．意志決定システムと役割
a）ＦＡＣ融資の案件採用フローチャート
b）ＣＦＤの案件採用フローチャート
C．関係機関との連携――――――――――――――――――――――――――――――３４
1．当該援助機関とその関連機関との関係の概要及び特徴
a）関係法人
2．ＮＧＯの活用実態
a）協力関係にあるＮＧＯの種類
b）当該援助機関との関係
3．地方自治体との関係
4．外国機関、国際機関との連携

1138058 [1]

Ⅲ．当該援助機関における技術協力
Ａ．技術協力実績----------４５
１．第２国研修・第三国研修の状況
２．専門家等の人員派遣
Ｂ．技術協力サイクル----------４８
Ｃ．専門家等の援助要員----------５０
１．技術協力要員確保・養成
ａ）確保
（１）人材状況
（２）確保システム
ｂ）養成
（１）養成システム
（２）養成機関
２．専門家及び職員の待遇

Ⅳ．開発援助調査研究
Ａ．主要な研究機関----------５３
１．研究機関概要
ａ）ＯＲＳＴＯＭ
ｂ）ＣＩＲＡＤ
ｃ）ＩＮＲＡ
２．研究内容及びその特徴
ａ）ＯＲＳＴＯＭ
ｂ）ＣＩＲＡＤ
ｃ）ＩＮＲＡ
Ｂ．援助実施機関と研究機関との関係----------５６

Ⅴ．新しい援助課題と今後の展望
Ａ．地球的課題・新規課題への対応----------５７
Ｂ．現体制の問題点と今後の対応----------５８

Ⅰ．援助の目的と制度

Ａ．開発援助政策

１．法的枠組

現在フランスには、援助に係る基本法は無く、また援助全体を統括する単一の省庁も存在しない。　関係諸官庁間の役割分担は、単に借款・無償といった機能別ばかりでなく、担当地域別の分担も併合している複雑なものである。
アフリカの旧植民地諸国が次々に独立の胎動を始める、１９５０年代末から６０年代にかけて発効された一連の政令により、現在の援助機構の基礎が整備された。　とりわけ１９５９年３月２７日付の「共和国と他の共同体加盟国との間の援助と協力に関する」政令５９－４６２号は、植民地の独立にに伴うフランス海外省の権能の各省庁への移転と、新たな状況に見合った各種機関の創出を規定している。
すなわち１９５９年３月２７日付の政令５９－４６２～４６７号及び、７月２５日の政令８８７～８８９号によって、今日の協力省の母体が形成され、ここにて援助協力基金（ＦＡＣ:Fond d'Aide et de Coopération）が創出される。　さらに１９６１年５月１８日付政令６１－４９１号で協力大臣のポストが創られて協力省が生まれる。
一方、１９５８年１２月３０日に発足した経済協力中央金庫（ＣＣＣＥ:Caisse Centrale de Coopération Economique－現在のフランス開発金庫:Caisse française de Développement）が、上記政令５９－４６２号によって、首相と経済財政大臣の共同監督下に入る事が確認された。　この組織は１９６１年１月より、正式にアフリカ旧植民地への資金援助を開始する事になる。
また同年８月１３日付法令６０－８５９号によって、経済財政省国庫総局によるＦＡＣやＣＣＣＥ管轄地域以外の国々を対象とする国庫援助も開始された。

２．開発援助の目的と理念

フランスの開発援助の目的と理念は、
①発展途上国との連帯責務を果たす事
②途上国の信頼獲得を通して政治的・経済的な面での国益の確保
であり、他の援助国と同様であるが、フランス特有のものとして、
③フランス語とその文化の維持・普及という点がある。
その為、後に見るように地理的には、フランス海外県・領土や旧フランス植民地に重点がおかれ、形態的には、経済協力よりも文化・技術協力、とりわけ教育分野が重要視されている。　これはフランスの援助政策が、すでに見てきたように援助機構が旧植民地担当とその他の国担当の二本立てであるのと同様に、従来の植民地政策の延長線上に位置付けされている為である。　この事は実際、長い間途上国援助の中に、自国の海外県・海外領土（DOM-TOM）を含めていた点に端的に現れている。

１９８１年５月に誕生したミッテラン政権は、こと援助にかんしては、基本的には従来の政策を踏襲していると言える。　ただ社会党政権という立場から、人道的な援助や最貧国への援助をより重要視している。

３．援助の重点政策

既に述べた通り、フランス援助は技術援助に重点がおかれており、１９９２年度ＯＤＡの２３．５％、二国間援助では３１％を占めている。
中でも教育・研修に特に力が入れられている。　実際、フランスと協力協定を締結した国々に、技術協力員として派遣された者のうち三分の二が教育関係者であるのを見ても分かる。残りの三分の一はフランス援助のプロジェクト担当か、政府機関に技術顧問として派遣された専門家や技術者である。
技術援助のもう一つの優先分野として農業がある。　特に農民を組織化して、農産物ごとの流通ルートの形成がはかられている。
こうした技術援助において、被援助国においてすでに技術者層が広く形成され始めたことから、技術協力員の数は減少しつつあり、１９８８年には１３０００名近かったものが、１９９１年には１１５００名に減っている。　政府の政策としてもこの傾向を更に助長させようとしている。

ＯＥＣＤ提出のフランス覚書において、フランスＯＤＡの伝統的優先政策（農業・教育・健康・文化）に加えて新たに以下の８点が挙げられている。
①環境分野
　特にアフリカにおける、砂漠化対策・熱帯林管理・水・環境問題教育にアクセントが置かれている。
②機構・制度開発分野
　近年のアフリカ諸国の民主化運動に好影響を与えるような制度改革の支援
③貧困対策
　貧困から脱出させるような発展を促す活動（教育・保健・土地分配等）
　政治的・経済的な民主化を促進させる活動
④債務問題
　二国間における債務取り消しだけでなく、パリクラブの主催国として、他の国々にも促し、債務国がＩＭＦの勧告する構造調整の経済的プログラムを受け入れ易くさせる。

４．対象となる被援助国

フランスは旧宗主国であるという歴史的過去と、その大多数がいまだ最貧国であるという現実から、アフリカ諸国とりわけ、サハラ以南の旧植民地を、援助の最重点地域としてきている。　それは援助理念の項で既に言及した様に、フランス文化とフランス語圏の保護と発展という使命とも密接に関わりあっている。　実際、１９９１年度の二国間援助総額の約５１％がサハラ以南の諸国に、アフリカ大陸全体では６３％が当てられているのを見

ればわかる。
このアフリカ重視の態度は、援助担当の省庁が、アフリカ・カリブ海の旧植民地諸国を主に担当する協力省及びフランス開発金庫と、それ以外の発展途上国を担当する外務省及び経済財政省の二本立てに別れている点にも現れている。

協力省の対象国は、「協力対象国」（pay du champ de la coopération）と呼ばれ、フランスとの間で協力協定締結した国々である。　当初は独立後にフランス共同体を構成した１４か国で、１９５９年３月２７日の政令５９－４６２号で協力省の創出と同時に規定された。　セネガル、モーリタニア、マリ、ニジェール、象牙海岸、オートボルタ（現在のブルキナ・ファッソ）、トーゴ、ダホメイ（現在のベナン）、チャド、中央アフリカ、コンゴ、ガボン、カメルーン、マダガスカルがそれである。　この時ギニアは共同体に参加しなかったが、１９６２年６月１０日の首相通達で対象国に加えられた。
１９６６年までには旧ベルギー領だったフランス語圏諸国、すなわちブルンディ、ルワンダ、コンゴ・レオポルドビル（今のザイール）も徐々に含まれる様になった。　１９７１年にはモーリシャス、１９７３年にはハイチも加わった。
１９７６年には対象国が従来のフランス語圏という枠に留まらず、カーボ・ヴェルデ、ギニア・ビッサオ、サトメ・プリンシペといったポルトガル語圏諸国にまで広がる様になった。　１９７７年はセイシェルとジブチ、１９７８年にはコモロそして１９７９年には赤道ギニアが入ることになる。
１９８６年にはこれにガンビア、１９８８年にアンゴラ、モザンビーク、小アンティル諸島が、１９９０年にはナミビアが加わり今日に至ってっている。

フランス開発金庫は上述の国々以外に、北アフリカ・マグレブ諸国、南太平洋、ガーナ、リベリア、シエラ・レオーネ、ソマリアをも担当している。　また旧仏領インドシナ諸国にも外務省の代理として融資を担当している。

上述以外の国々に対しては、技術援助は外務省が、資金援助は経済財政省が担当しているが、とりわけ昔から関係の親密なアルジェリア、モロッコ、チュニジアといったマグレブ諸国に対しては、産業・文化・教育・分権化といった分野を中心に、かなりの援助が行われており、１９９０年から１９９１年にかけて２８％近い伸びを見せている。
またジンバブエ、マラウィ、ケニアといったこれまでフランス援助のほとんどなかった地域にも、近年は援助が増えてきている。
アフリカ以外の地域への二国間援助は１９９１年度には１４％増えており、南米においては１９９０年から１９９１年にかけて、５６％もの伸びを見せている。　この地域ではとりわけ環境分野のプロジェクトに力を入れており、１９９２年の外務省文化・科学・技術関係総局の出費の１１％を占めている。
また湾岸戦争後には新たに中東地域が重要度を増し、１９９２年以降外務省の援助の⅓がこの地域に当てられている。

Ｂ．開発援助予算

１．概要と特徴

フランスの会計年度は１月～１２月であり、予算編成は予算省予算総局が行う。　開発援助予算も、通常の予算編成の中で行われている。　議会は、各省の要求を加算して、ＯＤＡ総額を把握する。
このＯＤＡ計算は、長い間自国の海外県・領土（ＤＯＭ・ＴＯＭ）を含めていたが、ミッテラン政権になってから、それを除いた統計方法を初めて採用した。　１９９１年以降からはこのような統計方式の二重構造をも廃止し、政府開発援助関係の全ての統計から海外県を除外し、海外領土だけを計算に入れるように統一し、こうして他のＤＡＣ加盟国の統計方法と歩調を合わせることにした。
１９９２年度のＯＤＡ総額は４３７億７８８０万フランで、ＰＩＢ総額（６兆９８７０億フラン）の０．６３％にあたり、前年度と較べ５．１％増えている。
この内、最貧国に対する援助は、ＰＩＢの０．１６％に当たる。
他のＯＥＣＤ諸国と比較すると、フランスは、ＯＤＡ総額ではアメリカ、日本に次いで第三位で、対ＰＮＢ比では、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、オランダに次ぐ第五位である。
援助の対象国としては、サハラ以南アフリカ諸国に重点が置かれ、この地域に対する援助は、１９９１年の１６６億７４００万フランよりは若干下がったとはいえ、１９９２年には１６５億５１００万フランであり、これは二国間援助総額の４９．６％に当たる。

尚、フランスのＯＤＡは、その組織形態の複雑さの上に、分類方法の違いもあるので、以下の無償・有償資金協力は投資的援助だけとりあげ、構造調整等財政援助はとりあげていない。

２．無償資金協力

フランスの贈与は協力省対象国に対しては協力省によってＦＡＣ援助として実施されている。　その他の国に対しては最貧国に限り国庫援助が適用されているが、その額は非常に少ない。　ちなみに１９９２年には国庫総局より１８か国に対して贈与が行われたが、その総額は６億５６４０万フランでしかない。
フランス全体では１９９２年の贈与は３２億７９６０万フランである。

◇ＦＡＣ融資
ＦＡＣ（Fonds d'Aide et de Coopération：援助協力基金）は法的枠組みの項で述べた様に、１９５９年の一連の政令により、フランス海外省から分裂して生まれた協力省と平行する形で、ＦＩＤＥＳ（Fonds d'Investissement pour le Développement Economique et Social：経済社会開発投資基金）から別れて創出されたものであり、新たに独立した旧植民地のうちフランスとの協力関係維持を了承した国を対象に援助する為の基金である。
８０年代のアフリカ諸国の債務増大に伴い、今日ＦＡＣは無償資金協力の中心的機関とな

っている。

ＦＡＣの予算上の変遷

－１９７６年までは協力省関連の一般予算項目の大半をあつかっていたが、予算担当大臣による改革により、以降は第Ⅵ資格の予算（投資）しか扱えなくなった。

－１９８６年、第６８－９１項目第１０条予算から、新たに政府が優先的と判断する出費に当てられる第２０条（特別活動専門）予算が分離し首相権限となり、ＦＡＣ管轄から離れた。

－１９９０年にはＦＡＣ項目に、新たに第３０条が加えられ、ＣＣＣＥ（現ＣＦＤ）の援助するプロジェクトの調査・技術援助用費用に無償のかたちで使える様になった。

－１９９１年の財政法案には第４０条として「最貧国プロジェクト融資用贈与」がもりこまれ、ＣＣＣＥが１９９０年迄それらの国に実施していた借款に取って代わる事になる。

もともとはＦＡＣの資金は贈与・借款・投資等様々な形で使用できるものだったが、今日そのほとんどが開発プロジェクトへの無償資金協力として使われている。

ＦＡＣ融資の対象となる活動は大きく分けて以下の二種類がある。

－政府開発プログラム

１９８９年のＦＡＣ資金の６０．８０％が、この種の活動に振り当てられた。

－公益プログラム（２８．７０％）と国家間プログラム（１０．４９％）の融資による諸活動。　ＮＧＯ等のプロジェクトや、教育文化分野の断続的活動

ＦＡＣの財源は、毎年度、財政法のⅥ資格（第６８－９１項目：国家の承認する投資助成金）で与えられる予算で、ＦＡＣ運営委員会がこれを、社会経済開発援助のどの活動に分配するかを決定する。

ＦＡＣ経費の会計業務は１９８４年の銀行法規定の公共機関であるＣＦＤが実施する。

ＦＡＣは行政機構が未整備な国々で活動を展開する為、ある種の柔軟性が要求される。

それ故、一般公会計に対し、以下の３点の例外が認められている。

－予算の一年制の規則適用の柔軟化

運営予算は本来既に支出契約された場合のみ、財政法に規定された項目の金額の１０％以内に限り、繰り越しが許されるが、ＦＡＣの投資予算は、たとえ計画がまだ認可されてなくとも、あるいは支出契約がなされてなくとも、全面的に繰り越しが可能である。

－財政監査の役割

ＦＡＣ融資活動の実施形態は政令５９－８８７号第７条・第８条と、協力大臣と財政大臣の交換書簡を典拠としている。　故に普通の公会計の規則には従わず、プログラム承認付与を意味する運営委員会決定しか、財政監査官の査定の対象とならない。

監査官はだから契約も支払い命令も査定しない。

－ＣＦＤの役割

ＦＡＣ創出に関する政令の第８条の規定により、ＣＣＣＥ（現ＣＦＤ）はＦＡＣの支払業務を担当する事になった。　すなわちＦＡＣはＣＣＣＥ簿記に口座を開設し、ＣＣＣＥは主要支払命令官である協力大臣の指令に従いＦＡＣの支払を実行する支出の実施する。

３．技術協力

技術協力の実施機関は、主に「協力対象国」が協力省とＣＦＤ、それ以外は外務省文化科学技術関係総局である。　その他のいわゆる技術関係省の実施する援助も、そのほとんどは技術協力である。
１９９２年のフランスの技術援助は１０３億フランであり、この数字はフランスのＯＤＡ総額の２３．５％、二国間援助だけについて言えば３１％にもあたる。　しかし１９８７年にはこの予算割当が４８％であった事を考え合わすと減少傾向である事がはっきりと見てとれる。
このうち４６％がサハラ以南アフリカ諸国を対象としていて、このパーセンテージは二国間援助全体に占める割合に近い（４９．６％）。
分野別では教育・研究関係が一番大きなウェイトを占めており、１９９２年には６６億１７７０万フランであり、その次が農業分野である。

４．借款

フランスの借款はフランス開発金庫（ＣＦＤ）と経済・財政省国庫総局が行っている。
１９９２年のフランスの投資用借款の総額は６２億７６４０万フランになる。　うち国庫総局のプロトコール融資は４９億１４１０万フランである。

◇ＣＦＤ融資
フランス開発金庫は、以下を対象に融資を行っている。
①対象国自らが実施した開発プロジェクト
②公共あるいは準公共部門での企業投資プロジェクト
③構造あるいは分野調整プログラム
その条件は下記の表の通りである。

	最貧国	中間所得国
償還期間	２５年	１０～２０年
償還猶予	５年	５～１０年
金利	２．７５％	５％

ＣＦＤが実施する援助様式は様々な型がある。

◆投資プロジェクトへの融資

①第一窓口借款

－ＰＣＯ　：Prêts à Conditions Oridinaires（通常条件借款）

金利：最高５％

償還期間・据置は採算性による

－ＰＣＳ　：Prêts à Conditions Spéciales（特別条件借款）

金利：据置期間中１．５％、償還期間中２％

償還期間：３０年、うち据置：１０年

②第二窓口借款：金利補助金無し

金利：９．８％～１１．５％

償還期間：平均１１．５３年、据置：平均４．３６年

③助成金

◆プロジェクト外関与（財政支援）

－ＰＡＳ　：Prêts d'Ajustement Structurel （構造調整借款）

中間所得国の金融市場に投入される資金対象

金利：５％

償還期間：１５年、据置５年

－ＰＣＡＳ：Prêts Coordonnés d'Ajustement Sectoriel （分野調整協調借款）

「サハラ以南アフリカ最貧・多額債務国援助特別プログラム」における

世銀との共同融資

金利：０．６８％

償還期間：３０年、うち据置１０年

－ＰＳＡＳ：Prêts Spéciaux d'Ajustement Structurel　（構造調整特別借款）

最後発国対象に１９９０年まで実施されていた

金利：平均４．０２％

－調整用助成金

１９９０年のラ・ボールでのフランス・アフリカ首脳会議以来、ＰＣＳは極度に減少。
また「プロジェクト外」援助は、二種類のカテゴリーでしか実施されなくなっている。
すなわち：中間所得国に対しては借款、最貧国には贈与である。

実際上、第二窓口借款を除いて、ＣＦＤの融資のほとんどがＯＤＡに関わり、グラント・エレメントは２５％をゆうに越す

５．国際機関を通じてのＯＤＡ

フランスのＯＤＡの中で、増額が一番顕著なものは、多国間援助である。
１９９１年９１億３００万フランだったものが、１９９２年には１０４億１６００万フランに増えた。
その内訳を見ると。

◆国連機関
金融部門以外の開発に関係する国連諸機関における、フランスの貢献度は比較的小さい。強制分担金でこそ第５位であるが（１９９２年～１９９５年の期間の割当額６％）、実際の支払い額では第１１位で、それは任意分担金が第１３位でしかない事から説明できる。その為１９８９年よりこれを増やす努力が払われ、１９９２年には任意分担金が１２％近く増加した。

－この任意分担金の７０％が開発援助にあてられている。　うち対象機関を割合の大きな順に列挙すると

①国連開発計画
開発援助機構中フランスが一番力を入れており、その¾が割り当てられている。
１７％増加させた事により、第１１位から第９位にランクが上がった。

②世界食糧計画
１９９２年７．８％増加

③国連工業開発機関

④国連環境計画
環境問題を優先課題とするフランスは、１９８９年から１９９１年の間に７００万フランから１４００万フランへと倍増させた。

⑤国連人口活動基金
従来は少なかったが、１９９１年５５０万フランが、１９９２年７３０万フランへと増加した。

－人道主義活動はフランスの重要な活動舞台となってきて、任意分担金の２５％を占めている。　１９９２年には２８％以上の増加を見せ、とりわけユニセフや国連難民高等弁務官事務所に対しては５０％の延びを見せている。

－保健活動には５％を割いており、特に麻薬問題には重点をおき、国連麻薬対策基金に対する支払いは１９９１年に１９％、１９９２年には１６％増加した。　またエイズ対策はもう一つの重要問題でＷＨＯに対しては１９９１年８％、１９９２年２３％の増加が見られた。

◆ヨーロッパ共同体
フランスの多国間援助の半分はＥＣの協力政策に捧げられている。　１９９２年には総額４７億９３００万フランに上るが、これは１９９１年の５０億５４００万フランから比べると５％の減少である。
これには二種類の経路がある。

－共同体予算
－ヨーロッパ開発基金（ＦＥＤ）
ＦＥＤへのフランスの割当分は、第６次ＦＥＤの２３．５８％から、１９９０年～１９９５年の期間を対象とする第７次ＦＥＤでは、ヨーロッパ共通通貨建てで１０９億４０００万エキュの総額の２４．３７％へと増えた。
実際のＦＥＤへの払い込みは、ＦＥＤ当局が行う年５回の増資払込請求から結果するものであり、フランスの支払いは１９９１年の３億５６００万エキュから、１９９２年の３億８９００万エキュへと増加した。

ヨーロッパ開発援助は、食糧援助にかなりの重点を置いているものの（１９９３年には５億７４００万エキュ）、中心的には経済・社会開発プロジェクトへの融資や、輸出収入安定化への援助からなっている。

◆国際金融機構
１９９２年に銀行や多国間開発基金に支払われた金額は、１９９１年の２８億３７００万フランから、３８億６８００万フランへと、３６％の延びをみせた。
１９９２年に起こった国際金融機構上の主要な出来事を一瞥してみると
－国際開発協会の第１０次資産回復
フランスは資金難にもかかわらず、７．３％の割当を維持し、この期間中のフランスの支払い総額は７２億２３００万フランに上る。
－世界環境基金
フランスの支払いは９億フランで、現在ドイツと共に第一位である
－アフリカ開発基金の第６次資産回復
フランスの参加分は９．６％へと増えた。

Ｃ．国レベル実施体制

１．全体の機構

フランス援助実施体制は、すでに見てきたとおり非常に複雑で多元化している。　主な実施機関は以下の通りである。

①協力省
フランスが最重要視する、アフリカ・カリブ海諸国３７か国を対象とし、無償資金協力、文化技術協力を実施する。
特に次の二局が重要な役割を果す。
－開発総局：経済・社会・保険・文化分野におけるプロジェクトを練り、実施する。
－財務地理統括局：自己の管轄地域の情報を提供する。
上記地域への無償援助にあてられる基金（ＦＡＣ）を管理するＦＡＣ運営委員会は協力大臣が主宰する。

②外務省
協力省担当国以外を対象に、無償資金協力、技術協力を実施している。　以下の二局が援助を担当している。
－文化科学技術関係総局
－国連・国際機関局：多国間援助、国際機関へのフランスの負担・関与を担当する。

③フランス開発金庫（ＣＦＤ）
アフリカ・カリブ海諸国を中心に６０か国を対象とし、主として借款を行う。
また構造調整への援助や、金融関係の幹部養成等の、技術援助も実施している。

④経済財政省
協力省のＦＡＣ対象国以外の国（とりわけアジアや北アフリカ諸国）に、国庫総局が有償・無償援助を実施する。
またフランスが加盟している開発基金・銀行の調査や交渉の窓口となっている。

⑤技術関係省
教育省、農業省、科学技術省、工業省、国土整備省、都市計画省等、「技術関係省」と呼ばれる省庁も、小規模ではあるが、援助に関与している。　活動分野は中心的に技術協力である。

以上の援助関連諸機関の間の、機能及び地域別の分担は非常に複雑で込み入っているが、より単純に図式化すると以下の様になる。

	資金協力		文化・科学・教育 及び技術協力
	無償	借款	
旧フランス植民地を 中心とするアフリカ ・インド洋・カリブ 海の協力対象諸国	協力省	フランス 開発金庫 国庫総局 マクロ経済・ 通貨協力	協力省 フランス開発金庫
その他の発展途上国	経済財政省 国庫総局		外務省 文化・科学・ 技術関係総局

２．政策立案体制と実施機関の関係

ａ）関係各省庁との関係

共同出資のプロジェクトを除いて、上記各機関はそれぞれ全く自立的に活動している。農業省等の技術関係省さえも、財政省から振り当てられた一定の予算を持って、独自にプロジェクトを創出・運営している。

これらの開発援助に携わる各省庁間の調整は、政治面では、大統領府と、首相官房が行っている。　海外における出先機関の開設・閉鎖の足並みがしばしば乱れてしまう現状を鑑みて、１９９３年末には外務省提案により、首相が主宰するＣＩＭＡＥＦ（フランス対外活動手段閣僚間委員会）の創出が決められた。

他方、決定機関であるＦＡＣ運営委員会や、ＣＦＤ監督審議会は、国会議員や関係省庁の代表者によって構成されており、実施政策の統一性が図られている。

また「協力対象諸国」に対しては、協力大臣が主宰し、協力省・外務省・経済財政省・フランス開発金庫の責任者の参加する方針・計画化委員会（Comité d'Orientation et de Programmation ）が開発援助の政策と手段の調整を行っている。

ｂ）外務省と協力省

外務省と協力省との関係は理念上では、外交と援助の違いにある。　しかし実際には既に見てきた様に援助対象国の違いにある。　フランスの援助機構は、本来は外務省文化技術業務局が文化技術協力を、経済財政省対外経済関係局が経済協力を担当していた。
しかし１９５９年３月２７日付の法令により援助担当国務大臣のポストができ、１９６０年２月１８日付政令６０－１５５号により、このポストは共同体関係担当秘書官によって一時代わられながらも、１９６１年５月１８日の法令６１－４９１号によって、協力大臣のポストが設けられると、外務省とは独立した協力省という省庁が創出される事となる。これは１９５０年代後半からアフリカの植民地が独立運動を開始し、６０年代に入ると次々に独立していく中で、これらの新興独立国との従来からの絆を維持し、またその利害を保護する必要性に迫られたからである。

こうした援助機構の二元性のもたらす弊害を避ける為、再度両省の統合が図られた。　１９６６年１月２０日付政令６６－１０号によって、協力省は外務省傘下の対外協力担当局に改組されたが、この試みも、ポンピドー大統領の死去とジスカール・デスタンの大統領就任に続く、１９７４年６月６日付政令７４－５７７号によって、再度、協力省が分離独立する事により、終了してしまう。
これはフランスがアフリカの旧仏植民地に対し、他の発展途上国に比較して、特別な配慮をするという事を、組織的な面で表現するという意味があった。

同様な試みはミッテラン政権になってからも行われ、１９８１年５月２８日付政令８１－６３１号及び６月２日付法令にて、外務省と協力省を合体させ、対外関係省とし、従来の協力省機構は協力開発庁となり、協力大臣に代わって対外関係大臣付協力開発担当副大臣という名のもと、管轄されることとなった。
しかしこれも、１９８６年４月１７日付法令（官報ｐ．５５５０）によって、再度この対外関係省を分割し、協力開発省として今日に至る。

ｃ）協力省とＣＦＤ

開発援助予算の項ですでに述べたように、１９５９年の政令５９－４６２号の第８条によって、協力省のＦＡＣの支払い業務はＣＦＤが担当することになっている。
しかしＣＦＤは公会計機関ではなく、ＣＦＤ総裁は、公会計官とは違って、自分の管理する公債に対して、個人的には何の責任もない。　政令によってＦＡＣの会計・支払い機関とされてはいるが、具体的な役割を規定した法規は存在しない。
であるから今日、会計検査院の監査の下、ＣＦＤがＦＡＣを管理している規則は、単に慣例から成り立っている。

３．技術協力実施機関概略

ａ）関連技術協力機関とその関連機構図

主な関連技術協力機関とその上部責任機関を以下に挙げる。

関連技術協力機関（下部組織／子会社）	（上部組織／親会社）	責任機関（関係省庁）
ＡＮＴＥＡ	ＢＲＧＭ	産業・国土整備省
ＡＵＤＥＣＡＭ		外務省・文化科学技術関係総局 協力省
ＢＤＰＡ－ＳＣＥＴＡＧＲＩ	ＣＤ預金・供託金庫－開発会社	
ＢＥＰＴＯＭ		郵便・通信省 協力省
ＣＥＦＥＢ ＰＲＯＰＡＲＣＯ	ＣＦＤ	
ＣＥＰＩＡ		協力省 工業省 財政省
ＣＦＤＴ		協力省
ＣＨＥＡＭ		首相府
ＣＩＥＳ		協力省
ＩＧＮ		設備・住居・運輸・空間省
ＣＩＲＡＤ ⋮		協力省
ＩＮＲＡ ⋮		高等教育・研究省 農業・漁業省
ＯＲＳＴＯＭ		協力省 研究担当省

ｂ）機関別概要及びその役割

ＡＮＴＥＡ

１９９４年設立されたばかりのＢＲＧＭが資本金の９９％を握る子会社で、資本金８０　０００　０００フランの株式会社。　ＢＲＧＭの地表・地下部が独立してできたもので、当部の人材・機材をそのまま引き継いでいる。

ＡＮＴＥＡ自身、ニューカレドニア（Ａ２ＥＰ）、スペイン（ＩＮＧＥＭＩＳＡ）、モロッコ（ＭＥＤＩＴＥＲＲＥ）に子会社をもっている。

ＢＲＧＭグループにおける商業的側面を担い、水・環境・土質工学分野におけるエンジニアリング・コンサルタント活動を行う。

ＡＮＴＥＡの活動目的は以下の４点にまとめられる。

－水資源の確保・安定化・最大活用を図る。

－環境問題を考慮したプロジェクトを企画し、運営する。

－完璧な安全性を確保した建設・整備を行う。

－天然材料としての資源を探し出し、活用する。

ＡＵＤＥＣＡＭ（ASSOCIATION UNIVERSITAIRE POUR LE DEVELOPPEMENT, L'EDUCATION ET LA COMMUNICATION EN AFRIQUE ET DANS LE MONDE ：アフリカ及び世界の開発・教育・通信大学協会）

１９０１年法規定による非営利団体。

とりわけ教育・文化分野における、外務省や協力省の活動実施の為の、集中仕入れセンターの役割を果たす。

１９８８年以降は、協力省のフィルムライブラリーとして、アフリカ関係の映画やドキュメンタリー４００本近くを管理し、非営利団体による非商業目的での上映用に貸し出されている。

ＢＤＰＡ－ＳＣＴＡＲＧＲＩ（BUREAU POUR LE DEVELOPPEMENT DE LA PRODUCTION AGRICOLE：農業生産開発機関）

Ｃ３Ｄ預金－開発金庫会社（Compagnie Caisse des dépôts-développement C3D)の子会社で、１９８７年のＢＤＰＡとＳＣＥＴＡＧＲＩの合併により生まれた、資本金３６　６２５　５７６フランの株式会社。

農村地域の整備・開発・多様化・農産物加工・農業従事者の研修・組織化に関する、あらゆる調査や活動を行う。

ＢＥＰＴＯＭ（BUREAU D'ETUDES DES POSTES ET TELECOMMUNICATION D'OUTRE-MER ：海外郵便通信研究所）

行政関連の公的機関。

技術協力機関として、郵便・通信分野における援助協力活動を支援する。　とりわけこの領域での技術援助の管理、研修、技術的サポートを確保する。

ＢＲＧＭ（BUREAU DE RECHERCHE GEOLOGIQUE ET MINIERE ：鉱物地質研究所）

１９５９年設立の産業商業的性格の公的機関。

ＤＯＭ－ＴＯＭを含むフランス全体で２９か所の地方事務所と３１か国にわたる海外事務所網をそなえている。

国・市町村・民間を対象に、厳密な科学研究を基に、その地方の地質学的知識を与え炭化水素系を除く地下資源を探索・開発し、土木関連プロジェクトの調査や環境保護に参加する

ＢＲＧＭの複合的性格からして、主要任務は以下の３つに大別される。

－国立地質機関として、地質図の作成、国家的ないし国際的科学プロジェクトの推進、地下に関するデータ収集と提供、地質科学にかかわる先端技術の開発。

－国際的鉱山グループの親会社として、鉱山開発の種々リスクを負いつつ、その運営を自らの子会社に託す。

－サービス会社として、地表・地下の活用・保護・習熟・管理に応用される地質工学の領域に専門化される。

しかし前述したとおり、ＢＲＧＭを構成する３部門（国立地質業務部、地表・地下業務部、中規模鉱山部）のうち地表・地下業務部が独立してＡＮＴＥＡができたため、この第３番目の機能はそのままＡＮＴＥＡに移行された。

ＣＥＦＥＢ（CENTRE D'ETUDES FINANCIERES ECONOMIQUES ET BANCAIRES：金融経済銀行研究センター）

ＣＦＤグループを構成する非営利団体。

発展途上国における経済・金融分野の中堅となるべき人材を養成する。

Ⅱ．Ｃ．１．ａ）「関係法人」の項にて詳述。

ＣＥＰＩＡ（CENTRE FRANCAIS DE PROMOTION INDUSTRIELLE EN AFRIQUE：アフリカ産業促進フランスセンター）

１９０１年法規定の非営利団体。

関連諸国と商工会議所・各種連盟・企業等の活動メンバーによって構成される協会。

１９７２年に創出され、アフリカ諸国において、当該国の政府あるいは民間パートナーと協調して、フランスの特に中小企業の投資対象となりうる、産業部門プロジェクトの発掘・促進を図ることをその主要目的とする。

この理事会は関係省庁代表（協力省、財政省、工業省）とＣＮＰＦ（フランス経営者全国評議会）、各種産業連盟、商工会議所、銀行、公共及び民間企業から構成されている。

ＣＦＤＴ（COMPAGNIE FRANCAISE POUR LE DEVELOPPEMENT DES FIBRES TEXTILES ：フランス繊維開発会社）

資本金　２９　４００　０００フラン（うちＦＡＣがその６４％を所有する）の半官半民の株式会社。

農業・畜産分野の生産を発展させ、その収集・保存・加工を行う。　とりわけ、繊維原材料の生産、繊維植物の関連する総合計画での種々の農業生産の発展を促す。

関連製品の加工に係る産業の調査・開発へ参画する。

また当該領域における、研修・技術的支援・エンジニアリング調査等を行う。

ＣＨＥＡＭ（CENTRE DES HAUTES ETUDES SUR L'AFRIQUE ET L'ASIE MODERNES ：現代アフリカ・アジア高等教育センター）

１９３６年設立の高等教育公的機関。

首相権限下にあり、協定により政治科学国立財団と結びついている。

アフリカ・アジア・太平洋・カリブ海諸国の社会・政治・経済問題の研究し、これらの国の文化に関する知識を深める。　海外滞在の準備、教育研修・再教育、講演会、出版等。　とりわけ協力省職員の研修に用いられている。

ＣＩＥＳ（CENTRE INTERNATIONAL DES ETUDIANTS ET STAGIAIRES：国際学生センター）

１９６０年、協力省の提唱により発足した非営利団体。　フランス省庁・国際機関・外国政府・フランスないし外国の公営及び民間企業による奨学金を受けている外国人留学生・研修生を対象に、フランスや外国における研修プログラムの実施や、行政的財政的運営を行う。　その活動条件は相手側機関との間で結ばれる所の、合意内容に従う。　またシンポジウム・セミナー・外国への専門家派遣ミッション・海外からの招待客接待を組織し、運営する。

ＣＩＲＡＤ（CENTRE DE COOPERATION INTERNATIONALE EN RECHERCHE AGRONOMIQUE POUR LE DEVELOPPEMENT：国際農業開発研究センター）

１９８４年に熱帯地方における農学・獣医・森林・農産物加工の研究機関の合併から生まれた公的機関。

研究、試験的実施、研修、科学・技術的情報等によって、熱帯・亜熱帯地方の発展に貢献する事を目的とする

Ⅳ．Ａ．１．「主要な研究機関」の項にて詳述。

ＩＧＮ（INSTITUT GEOGRAPHIQUE NATIONAL：国立地理研究所）

行政関連公的機関。

測地網・精密水準測量の配置、航空写真による網羅、地図の管理・出版、国立地理科学学校の運営を行う。

ＩＮＲＡ（INSTITUT NATIONAL DE RECHERCHE AGRONOMIQUE：国立農業研究所）

科学技術的性格の公的機関。

フランス全土に２２か所の研究センターをもち、農業・畜産関連の研究を行う。

海外の研修生も積極的に受け入れている。

Ⅳ．Ａ．１．「主要な研究機関」の項にて詳述。

ＯＲＳＴＯＭ（OFFICE DE RECHERCHE SCIENTIFIQUE ET TECHNIQUE D'OUTRE-MER ：海外科学技術研究局）

科学技術的性格の公的機関。

世界約４０か国に配置されたネットワークを通じて、熱帯地方の研究を、現地研究者と協力して推進する。　またフランスや他国の若い研究者の研修も行う。

Ⅳ．Ａ．１．「主要な研究機関」の項にて詳述。

ＰＲＯＰＡＲＣＯ（SOCIETE DE PROMOTION ET DE PARTICIPATION POUR LA COOPERATION ECONOMIQUE：経済協力の為の促進・出資会社）

ＣＦＤグループ所属の資本金　４５０　０００　０００フランの金融会社。

発展途上国における、民間企業創造・育成を促進し援助する事を目的とする。

Ⅱ．Ｃ．１．ａ）「関係法人」の項で詳述。

Ⅱ．当該援助機関の概要と実施システム

A．実施機関の概要

1．実施機関設立の沿革、目的、設立年、法的根拠

	外務省	協力省	国庫総局	ﾌﾗﾝｽ開発金庫
沿革		1961年協力省誕生	1960年国庫援助開始	前身：海外ﾌﾗﾝｽ中央金庫 1958年経済協力中央金庫（CCCE）に改組 1960年正式に旧植民地援助機関となる 1992年ﾌﾗﾝｽ開発金庫に改組
	1966年協力省解消、外務省対外協力担当局となる。			
		1974年協力省再独立		
	1981年外務省と協力省合併、対外関係省に。旧協力省、協力開発庁に。			
		1986年協力省再度独立		
設立年	1810年12月25日	1961年 5月18日		1958年12月30日
法的根拠	1945年11月24日付法令 45-01号 1953年 3月14日付政令53-192号	1959年 3月27日付政令59-462号 1961年 5月18日付政令61-491号	1960年 8月13日付法令60-859号 1967年12月21日付法令67-1114号	
目的	◆協力省担当外地域への技術・科学・文化協力 ◆国連専門機関	◆旧植民地諸国を中心に技術協力・無償援助	◆CFD担当外地域への無償・有償援助 ◆国連専門機関外の多国間援助	◆協力省担当地域を中心とするプロジェクト型資金協力と構造調整支援資金協力

2.実施機関の所掌業務と機構

１）外務省
　文化・科学・技術総局
①所掌業務
国連・国際機関局が全て政治・経済・人道等多領域にわたる多国間援助を従来から行って来たが、最近は新たにできた人道行動部や、ＮＧＯ関係ミッションが各自の領域における多国間援助を行っている。
二国間援助の方は文化科学技術総局が、協力省の担当国以外の国々を対象に、無償協力・技術協力を実施している。

②機構
１９９３年１０月２８日に行われた外務大臣アラン　ジュペの国会演説で、外務省の近代化、適応、発動の３目標を掲げた新方針が打ち上げられた。　それは２本の柱からなっていて、ひとつは機構改革である。　１１月４日の法令で具体化され、新たに事務局長・政務保安副事務局長・欧州経済問題副事務局長の３つのポストが創出された。　とりわけ政務保安副事務局長の下には多国間援助を担当する国連国際機関局や、人道的活動場面での政府機関・地方自治体・民間法人の間の協調を図る人道行動部が配属された。
もう一つの柱はＣＩＭＡＥＦ（Comité Interministériel des Moyens de l'Action Extérieure de la France：フランス対外活動手段閣僚間委員会）の創出である。　これは海外における各省庁間の事務所開設・閉鎖等の行動がバラバラであった事を反省し、行動を統一させる為のものであり、首相が主宰する。

この法令の第１６条で文化・科学・技術総局の役割が下記の様に再定義されている。
－手段方法部　　：総局の活動全体の計画化を行う
－開発・科学技術教育協力局：関係諸部局と協調しつつ、科学技術分野での交流を図る。
　・科学技術部　　：科学技術領域での先進国との協力活動の調整・実施
　・技術協力・開発部：科学技術領域での発展途上国との協力活動の調整・実施
　・中東欧部　　：科学技術・行政領域での旧ソ連を含む中東欧との協力活動の調整
　・マグレブ部　　：アルジェリア・モロッコ・チュニジアに対する科学技術領域の協力活動と開発プロジェクトの調整・実施
　・言語・教育協力部：海外における仏語教育活動の調査・調整・実施
　・社会・人間科学部：社会・人間科学領域での協力活動の調査・調整・実施
　　海外におけるフランスの研究機関網の管理
　・管理財務部　　：手段方法部と連係して、開発・科学技術教育協力局の諸活動を計画化の準備とその実施状況の追跡

外務省在外公館

現在フランスは以下の国に大使館を開設している。

◆北アフリカ・中東

アルジェリア、サウジ・アラビア、バーレン、エジプト、アラブ首長国連合、イラン
イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、
カタール、シリア、チュニジア、イェーメン

◆アフリカ・マダガスカル

南アフリカ、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファッソ、ブルンジ、
カメルーン、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、コンゴ、象牙海岸、
ジブチ、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサオ、赤道ギニア、
ケニア、リベリア（現在閉鎖）、マダガスカル、マラウィ、マリ、モーリシャス、
モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、
ルワンダ、セネガル、セイシェル、シエラ・レオネ、ソマリア（現在閉鎖）、
スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ、ザイール、ザンビア、ジンバブエ

◆アメリカ

アルゼンチン、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、
コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクワトール、アメリカ合衆国、
グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、
パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、エルサルバドル、スリナム、
トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

◆アジア・オセアニア

アフガニスタン（現在閉鎖）、オーストラリア、バングラデッシュ、ミャンマー、
ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、フィージー、インド、インドネシア、日本、
ラオス、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、
パプア・ニューギニア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、バヌアツ、
ベトナム

◆ヨーロッパ

アルバニア、ドイツ、アンドラ、アルメニア、オーストリア、ベルギー、白ロシア、
ブルガリア、キプロス、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、
フィンランド、イギリス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、
イタリア、カザフ、レトニア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルト、ノルウェー、
ウズベキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、
バチカン、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス、チェコ、トルコ、
ウクライナ、ユーゴスラビア

職員総数（１９９３年１２月３１日）		：	９　１７１名
うち本国	本省中央管理部	：	２　９８８名
海外	外交・領事文化部、国際機関代表	：	５　１１９名
	海外県部門	：	５名
	文化・研究施設、言語・教育機関	：	１　０５９名

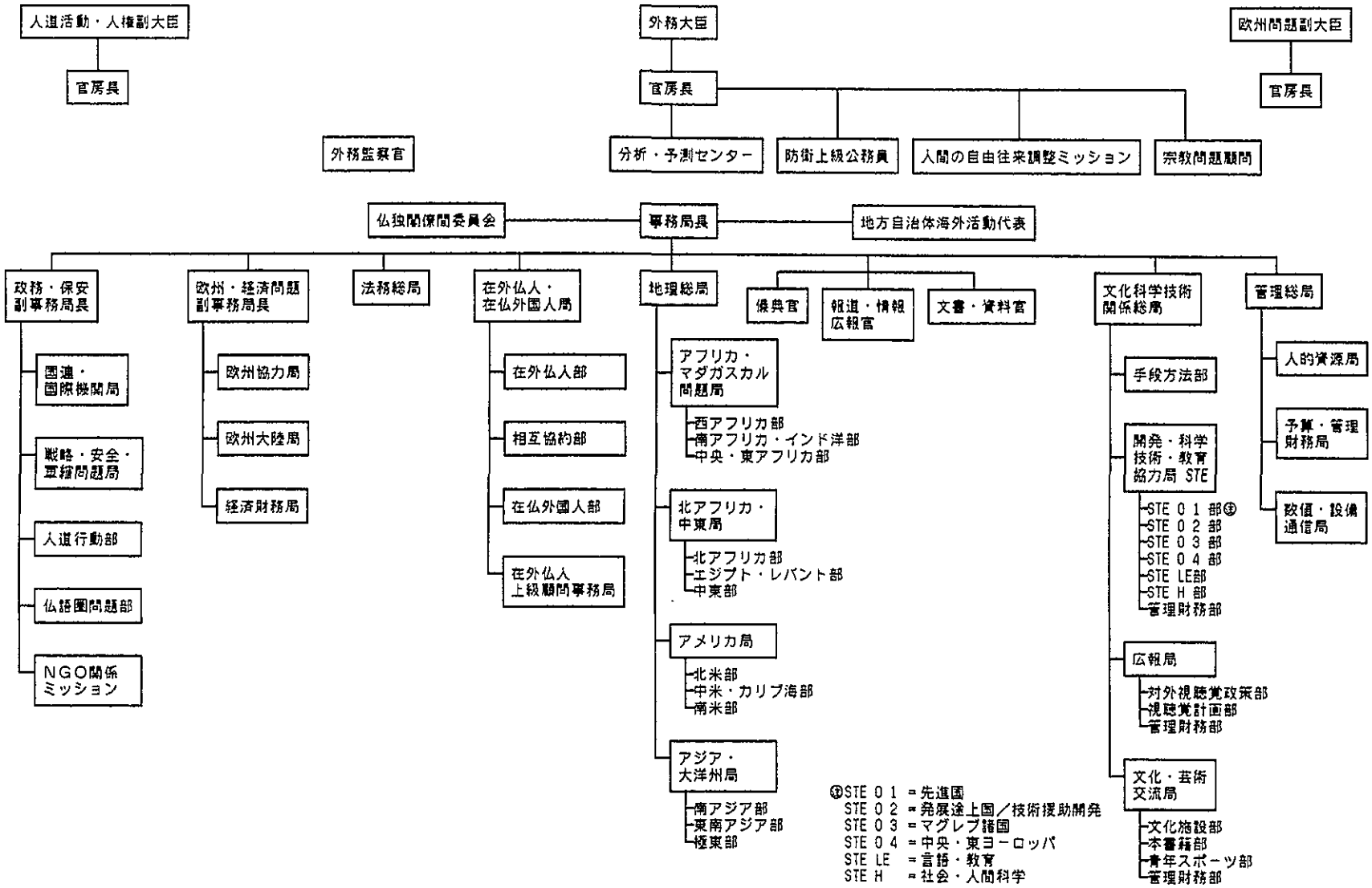
人道活動・人権副大臣
官房長
外務監察官
外務大臣
官房長
分析・予測センター
防衛上級公務員
人間の自由往来調整ミッション
宗教問題顧問
欧州問題副大臣
官房長
仏独閣僚間委員会
事務局長
地方自治体海外活動代表
政務・保安副事務局長
国連・国際機関局
戦略・安全・軍縮問題局
人道行動部
仏語圏問題部
NGO関係ミッション
欧州・経済問題副事務局長
欧州協力局
欧州大陸局
経済財務局
法務総局
在外仏人・在仏外国人局
在外仏人部
相互協約部
在仏外国人部
在外仏人上級顧問事務局
地理総局
アフリカ・マダガスカル問題局
西アフリカ部
南アフリカ・インド洋部
中央・東アフリカ部
北アフリカ・中東局
北アフリカ部
エジプト・レバント部
中東部
アメリカ局
北米部
中米・カリブ海部
南米部
アジア・大洋州局
南アジア部
東南アジア部
極東部
儀典官
報道・情報広報官
文書・資料官
文化科学技術関係総局
手段方法部
開発・科学技術・教育協力局 STE
STE 01 部Ⓢ
STE 02 部
STE 03 部
STE 04 部
STE LE部
STE H 部
管理財務部
広報局
対外視聴覚政策部
視聴覚計画部
管理財務部
文化・芸術交流局
文化施設部
本書籍部
青年スポーツ部
管理財務部
管理総局
人的資源局
予算・管理財務局
政値・設備通信局
Ⓢ STE 01 = 先進国
STE 02 = 発展途上国／技術援助開発
STE 03 = マグレブ諸国
STE 04 = 中央・東ヨーロッパ
STE LE = 言語・教育
STE H = 社会・人間科学

外務省組織図

２）協力・開発省

①所掌業務

協力省は、サハラ以南アフリカ・カリブ海・インド洋諸国の旧植民地を中心とするフランスと協力協定を締結した「協力対象国」に対して、開発援助を行っており、現在その対象国は３７か国である。

その援助手段は「技術協力」と援助協力基金（ＦＡＣ）による「無償資金協力」の二本立てである。

１９５９年に創出されたＦＡＣは、経済発展に不可欠な投資プログラムの援助に、贈与の形で支給する機構で、協力省内にあり、その運営委員会は協力大臣が主宰する。

財政地理統括局が自己管轄地域にかんする情報を提供し、開発総局が実際にプロジェクトを作成し実施する。

協力省は、協力対象国にあるフランス大使館内に、ＭＣＡＣ（Mission de Coopération et d'Action Curturelle：協力・文化活動ミッション）を派遣しており、現地にて相手国政府と協調しつつ、新しいプロジェクトの発掘や実施等をおこなっている。

②機構

１９９４年度における、協力省の人員総数の内訳は以下の通りである。

本庁中央管理部	６６１
援助員・協力派遣員（技術援助）	１２３０
公務員	２４８３
契約公務員	９１１
軍人	２１０
国民服役協力員	６２６
海外駐在員（協力ミッション）	５８９

＊ＦＡＣ運営委員会

前述したとおりに、ＦＡＣは協力省の建物内にあり、協力省職員がその執務を行ってはいるが、ＦＡＣ運営委員会自体は、協力省組織とは独立している。　そのメンバーは、現在全部で２３名で、その内訳は以下の通りである。

委員長	協力大臣	
国会議員	上院	１名
	下院	３名
省庁代表	外務省アフリカ・マダガスカル問題局	１名
	経済省国庫総局	１名
	対外経済関係総局	１名
	予算省	１名
	設備・運輸・観光省経済・国際業務部	１名
	陸運部	１名
	保健省	１名
	農業・漁業省協力・二国間業務部	１名
	工業・郵便・通信省	１名
	高等教育・研究省	１名
	文部省	１名
その他の公的機関	首相付海事各省間委員会	１名
	カリブ・ギアナ地方協力各省間代表	１名
	経済・社会審議会	２名
	計画総委員会	１名
	フランス開発金庫	１名
	預金・供託金庫－開発	１名
	その他	１名

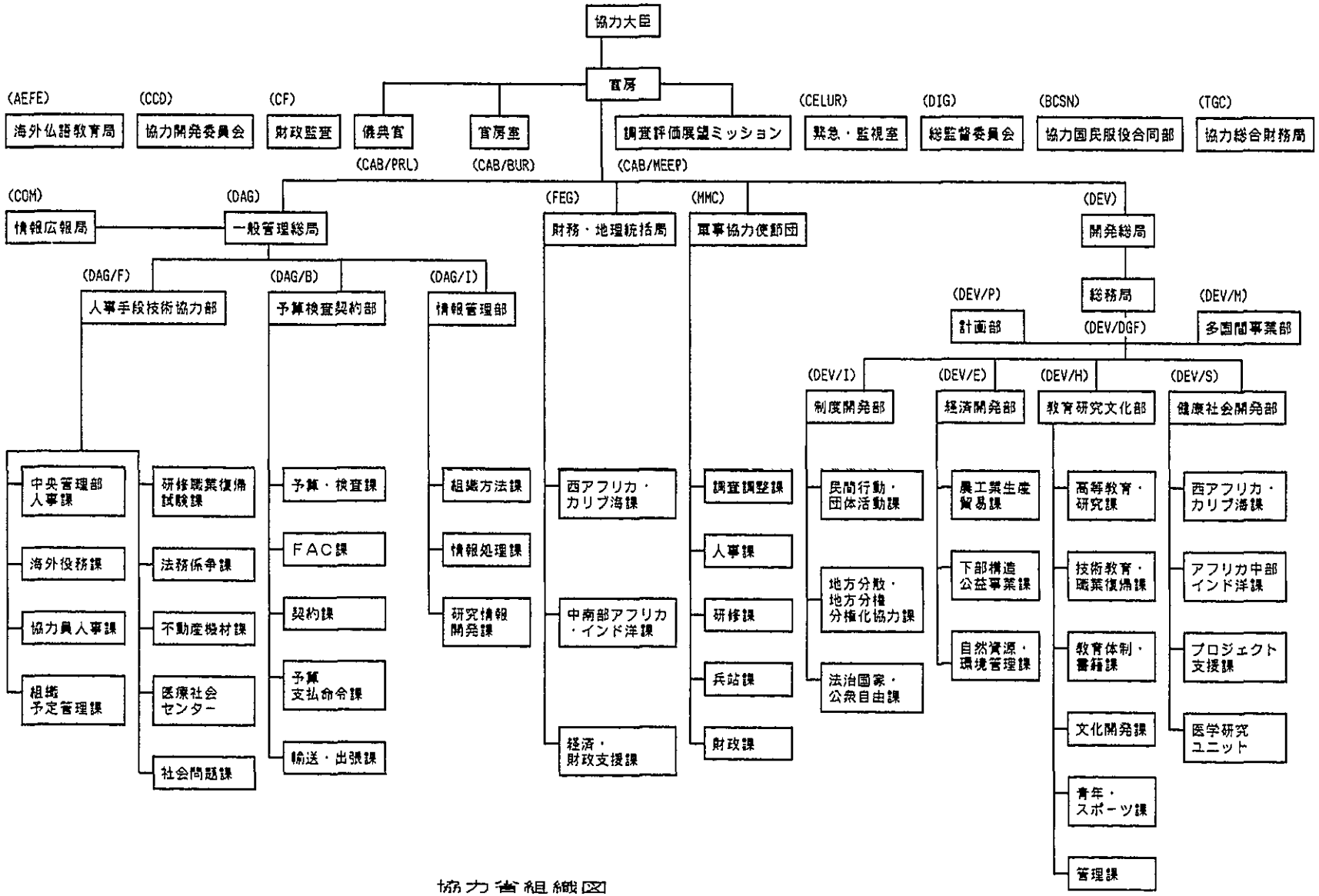
協力大臣
官房
(AEFE)
海外仏語教育局
(CCD)
協力開発委員会
(CF)
財政監査
儀典官
(CAB/PRL)
官房室
(CAB/BUR)
調査評価展望ミッション
(CAB/MEEP)
(CELUR)
緊急・監視室
(DIG)
総監督委員会
(BCSN)
協力国民服役合同部
(TGC)
協力総合財務局
(COM)
情報広報局
(DAG)
一般管理総局
(FEG)
財務・地理統括局
(MMC)
軍事協力使節団
(DEV)
開発総局
(DAG/F)
人事手段技術協力部
(DAG/B)
予算検査契約部
(DAG/I)
情報管理部
(DEV/P)
計画部
総務局
(DEV/DGF)
(DEV/M)
多国間事業部
(DEV/I)
制度開発部
(DEV/E)
経済開発部
(DEV/H)
教育研究文化部
(DEV/S)
健康社会開発部
中央管理部
人事課
海外役務課
協力員人事課
組織
予定管理課
研修職業復帰
試験課
法務係争課
不動産機材課
医療社会
センター
社会問題課
予算・検査課
FAC課
契約課
予算
支払命令課
輸送・出張課
組織方法課
情報処理課
研究情報
開発課
西アフリカ・
カリブ海課
中南部アフリカ
・インド洋課
経済・
財政支援課
調査調整課
人事課
研修課
兵站課
財政課
民間行動・
団体活動課
地方分散・
地方分権
分権化協力課
法治国家・
公衆自由課
農工業生産
貿易課
下部構造
公益事業課
自然資源・
環境管理課
高等教育・
研究課
技術教育・
職業復帰課
教育体制・
書籍課
文化開発課
青年・
スポーツ課
管理課
西アフリカ・
カリブ海課
アフリカ中部
インド洋課
プロジェクト
支援課
医学研究
ユニット

協力省組織図

３）経済財政省

国庫総局

①所掌業務：－国庫の管理

－金融システムの監督

－貯蓄政策、経済活動融資

－公共企業の国側株主としての役割

－国際経済関係舞台での役割

・国際通貨財務関係の多国間会議への参加

・海外での大型契約への保証供与等、輸出振興

・開発援助におけるフランス代表

以上が主要な役割であるが、特に開発援助に関わるものとして以下の任務がある。

－融資協定（国庫援助）

ＦＡＣ対象地域以外の有償・無償資金協力をおこなう。

－サハラ以南アフリカ諸国

フラン圏諸国との通貨協力を担当する。

構造調整援助の為の、三者（国庫総局・協力省・ＣＦＤ）財政評価ミッションのアフリカ派遣

－多国間援助

フランスの加盟している国際金融機関の活動の事後調査

－パリクラブ

債務取り消しから生じる公債整理合意の他関連機関との交渉推進

②機構

比較的軽量な管理機構

職員数：パリ勤務　４１６名（１９９３年１月１日現在）

金融通貨局、投融資局、国際業務局の三局から構成

これに付随するものとして

－金融活動監査ミッション

専門金融機関や銀行網の下に配属された政府委員から構成される

－財政顧問ネットワーク

１１０名からなる２０部署

フランス大使館、国際機関（ＩＭＦ、世銀、ヨーロッパ復興開発銀行）の理事の下に配置

これ以外に各省間機関（経済・社会開発基金、ＣＩＲＩ）や国際機関（パリクラブ）の事務局としての役割も担っている。

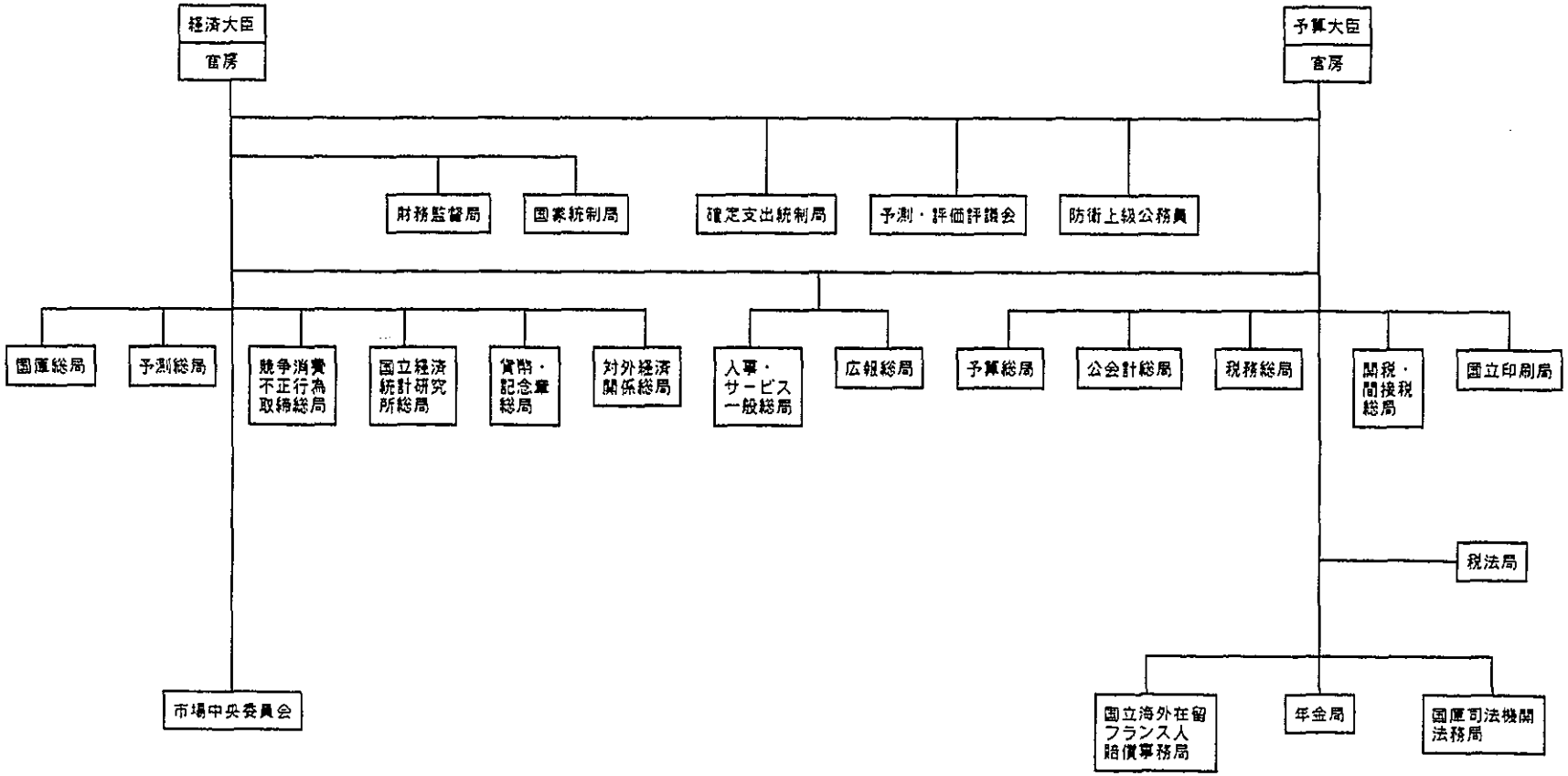

経済財政省・予算省組織図

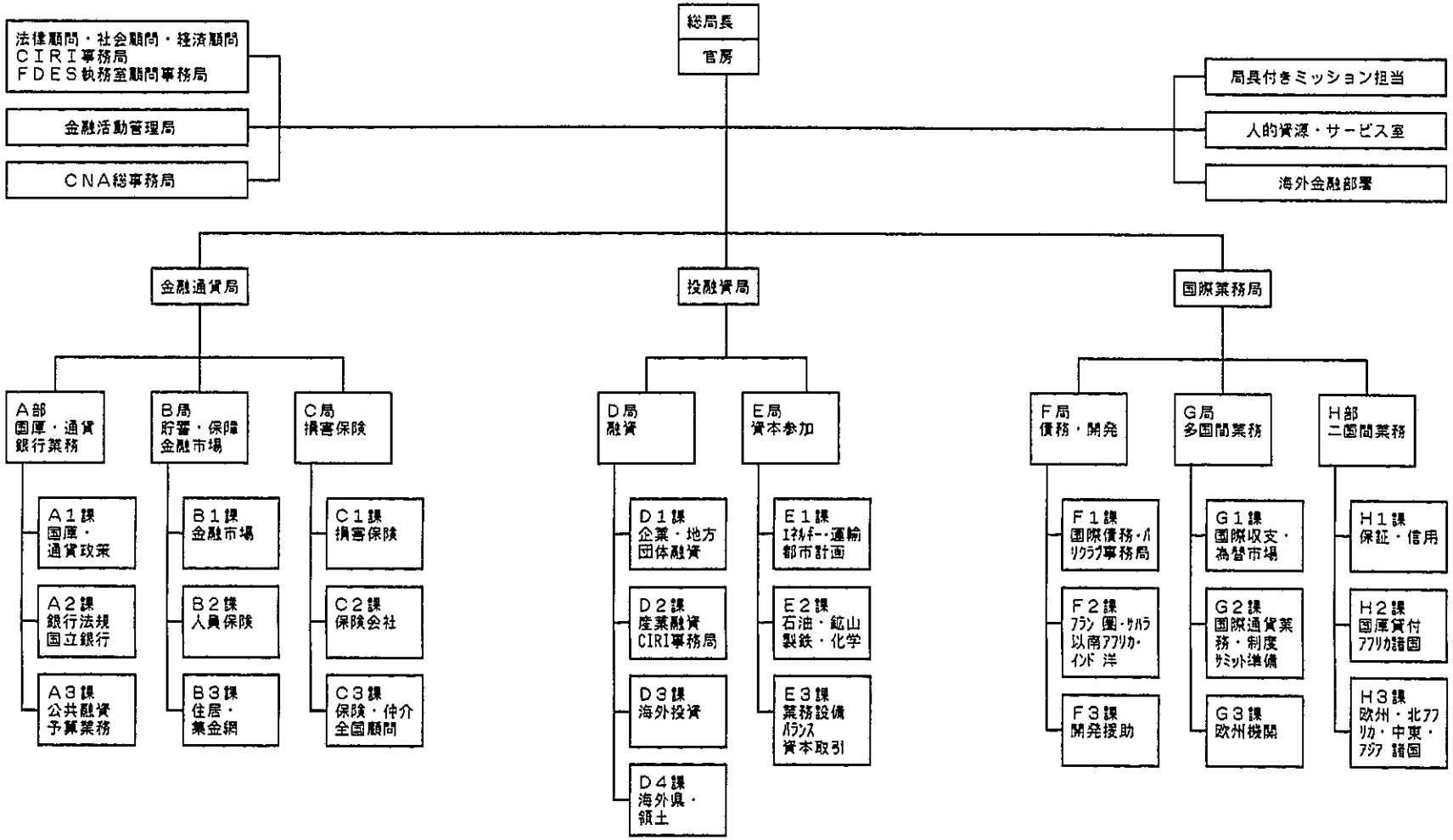
総局長
官房
法律顧問・社会顧問・経済顧問
ＣＩＲＩ事務局
ＦＤＥＳ執務室顧問事務局
金融活動管理局
ＣＮＡ総事務局
局長付きミッション担当
人的資源・サービス室
海外金融部署
金融通貨局
投融資局
国際業務局
Ａ部
国庫・通貨
銀行業務
Ｂ局
貯蓄・保障
金融市場
Ｃ局
損害保険
Ｄ局
融資
Ｅ局
資本参加
Ｆ局
債務・開発
Ｇ局
多国間業務
Ｈ部
二国間業務
Ａ１課
国庫・
通貨政策
Ａ２課
銀行法規
国立銀行
Ａ３課
公共融資
予算業務
Ｂ１課
金融市場
Ｂ２課
人員保険
Ｂ３課
住居・
集金網
Ｃ１課
損害保険
Ｃ２課
保険会社
Ｃ３課
保険・仲介
全国顧問
Ｄ１課
企業・地方
団体融資
Ｄ２課
産業融資
CIRI事務局
Ｄ３課
海外投資
Ｄ４課
海外県・
領土
Ｅ１課
ｴﾈﾙｷﾞｰ・運輸
都市計画
Ｅ２課
石油・鉱山
製鉄・化学
Ｅ３課
業務設備
バランス
資本取引
Ｆ１課
国際債務・パ
リクラブ事務局
Ｆ２課
ﾌﾗﾝ圏・ｻﾊﾗ
以南ｱﾌﾘｶ・
ｲﾝﾄﾞ洋
Ｆ３課
開発援助
Ｇ１課
国際収支・
為替市場
Ｇ２課
国際通貨業
務・制度
ｻﾐｯﾄ準備
Ｇ３課
欧州機関
Ｈ１課
保証・信用
Ｈ２課
国庫貸付
ｱﾌﾘｶ諸国
Ｈ３課
欧州・北ｱﾌ
リカ・中東・
ｱｼﾞｱ 諸国

国庫総局組織図

4）フランス開発金庫（ＣＦＤ）

①所掌業務

ＣＦＤは国が１００％資本金を保持する専門金融機関である。
アフリカ、インド洋、カリブ海、南太平洋、インドシナ諸国６０か国を対象に、経済社会開発の為の、長期貸付及び助成金供与を行っている。

１９９２年１１月ＣＣＣＥからＣＦＤへの改名に伴い活動分野も拡大した。
１９９３年には、エチオピア・エリトリア・東南アジア（ベトナム・ラオス・カンボジア）での貧困地域の社会開発活動にも携わった。　同年にはハノイとプノンペンに新たな支店が設けられた。

中心的任務は
－経済全分野において公共・民間を問わず生産的投資に融資
－構造調整プログラム支援用に政府に融資
－技術協力、幹部職員の再教育
－外務省の為に、種々の開発プロジェクトに助成金供与
－経済財政省が直に合意した資金援助の管理への参加
－協力省の為の、ＦＡＣ等公的基金の支払い機関としての役割

１９９２年には海外領を含めた外国で、１１３億９５００万フランの新たな契約を結んだ。　これは１９９１年度に比べて２３．８％の増加である。　しかしこの増加は海外領や新たに加わったマグレブ諸国等のお陰で、伝統的なサハラ以南アフリカ諸国は政治不安故にむしろ減少している。

ＣＦＤ援助は構造調整支援の為のプログラム援助と、プロジェクト援助の二種類がある。　プロジェクト援助としての形態は以下のものがある。
－助成金　　：最貧国の政府に対して
－ＯＤＡ条件の貸付　　：中間所得国の公的プロジェクトに対し、政府を介して
－ＯＤＡ条件の直接貸付：最貧国・中間所得国の公共商業分野の企業に対し、政府を介さずに
－一般市場条件の貸付　：ＣＦＤやＰＲＯＰＡＲＣＯによって実施された、民間分野のプロジェクトに対し（ＯＥＣＤ合意の範囲尊重の上で）

②機構

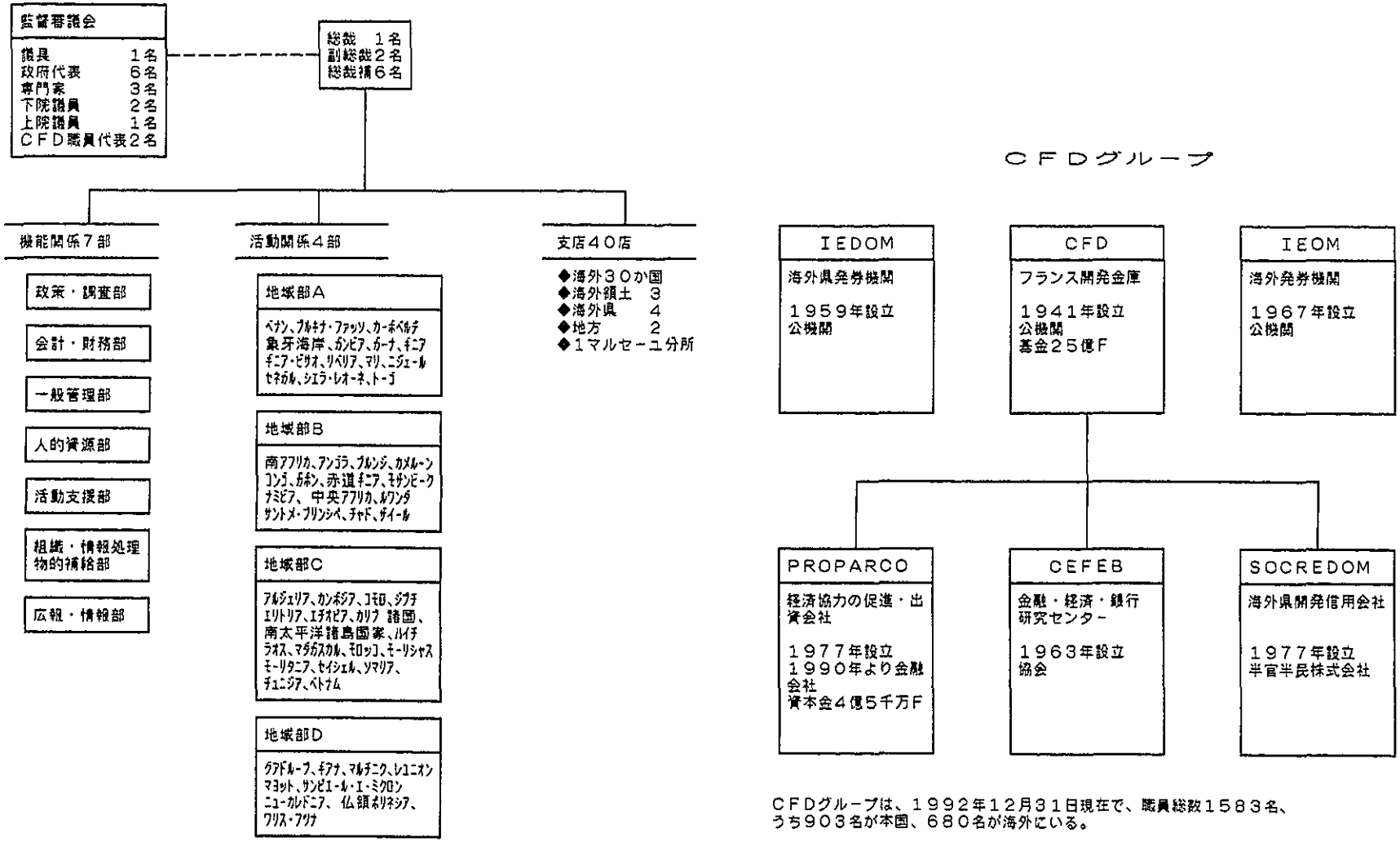

CFDグループは、1992年12月31日現在で、職員総数1583名、うち903名が本国、680名が海外にいる。

フランス開発金庫の概略図

ＣＦＤ海外支店

◆外国

－南アフリカ
Poste d'Expansion Economique, P.O.Box 651 048, 2010 Benmore, JOHANNESBURG

－アルジェリア
6, rue Larbi Alik, 16035 Hydra, ALGER

－アンゴラ
rua Dr Alfredo Troni, LUANDA

－ベナン
Boulevard de France, BP 38 COTONOU

－ブルキナ・ファッソ
Avenue Nelson Mandéla, Quartier de la mairie, BP 529 OUAGADOUGOU

－ブルンジ
Boulevard de la Liberté, BP 2930 BUJUMBURA

－カメルーン
Plateau Atémengué, BP 46 YAOUNDE
rue de la messe, Quartier Bonaprisso, BP 2283 DOUALA

－カンボジア
35, rue 352, BP 102 PNOM PENH

－コモロ
Avenue du musée, BP 71 MORONI

－コンゴ
rue Béhagle, BP 96 BRAZZAVILLE

－象牙海岸
Bd F. Mitterrand, BP 1814 ABIDJAN 01

－ジブチ
rue Franchet d'Espérey au plateau, BP 1937 DJIBOUTI

－南太平洋諸国
1,rue de Barleux, BP j1 NOUMÉA cedex

－ガボン
Boulvard de l'Indépendance, BP 64 LIBREVILLE

－ガーナ
72 b eighth avenue, North ridge, P.O.Box 9592 ACCRA

－ギニア
5ème avenue, CONAKRY

－ハイチ
3bis, rue St-Hugues, Quartier Turgeau, BP 1228 PORT-AU-PRINCE

－モロッコ
Résidence du Grand Atlas, rue Zalagh, RABAT
rue des îles Javarines, CASABLANCA

－マダガスカル
23, rue Razanakombana, Ambohijatovo, BP 557 ANTANANARIVO

－マリ
Quinzambougou, route de Sotuba, BP 32 BAMAKO

－モーリシャス
18, rue de l'Eglise, BP 1157 PORT LOUIS Centre

－モーリタニア
Quartier des Ambassades, rue Mamadou Konaté prolongé, BP 5211 NOUAKCHOTT

－モザンビーク
1135, avenue Ho Chi Minh, BP 2647 MAPUTO

－ニジェール
Avenue du Gountou-Yéna, BP 212 NIAMEY
－小アンチーユ諸国
Immeuble CFD/IEDOM, Bd général de Gaulle, BP 804 - 97244 FORT-DE-FRANCE
－中央アフリカ
rue de la Moyenne corniche, BP 817 BANGUI
－ルワンダ
Boulevard de l'Umuganda, BP 1014 KIGALI
－セネガル
15, avenue Nelson Mandéla, BP 475 DAKAR
－チャド
Immeuble de la Caisse de stabilisation des prix du coton, Route de Farcha,
BP 478 N'DJAMENA
－トーゴ
9, avenue de Sarakawa, BP 33 LOMÉ
－チュニジア
17, avenue Jugurtha, 1002 TUNIS Belvédère
－ヴァヌアツ
Kumul highway, Immeuble Pilioko house, BP 296 PORT VILA
－ザイール
Centre de commerce international, 11,avenue des cataractes, BP 1996 KINSHASA 1
－ジンバブエ
PROPARCO代表
Poste d'expansion économique, Cabs centre, Joso Moyo Avenue,
P.O.Box 557 HARARE

◆海外県
－グアドループ
Boulevard Légitimus, POINTE-A-PITRE
－仏領ギアナ
Lotissement les Héliconias, route de Baduel, CAYENNE
－マルチニック
Immeuble CFD/IEDOM, Bd Général de Gaulle, FORT-DE-FRANCE
－マヨット
BP 500, Mamoudzou, 97600 MAYOTTE
－レユニオン
1, rue de Lycée - Champ Fleuri, SAINT-DENIS
－サン・ピエール・エ・ミクロン
22, place du Général de Gaulle, SAINT-PIERRE

◆海外領
－ニュー・カレドニア
1, rue de Barleux, NOUMÉA
－仏領ポリネシア
2, rue Cook, PAPEETE
－ワリス・エ・フツナ
Tepa-mua-ile de Wallis, MATA-UTU

３．実施機関の実績、方針等

①ＣＦＤ

ＣＦＤの１９９１年度と１９９２年度の実績は次の様になっている。

（単位：１００万フラン）

		１９９１年	１９９２年
契約総額		１０　５５５	１２　９４１
＊これを地域別にみると			
外国		７　９５１	９　９０７
うち	プロジェクト	４　６５２	５　４３８
	調整	３　２４１	４　３２９
	出資	５８	１２０
海外県		１　３０７	１　５４６
海外領		１　２９７	１　４４８
＊融資方式別に分類すると			
プロジェクト	借款	２　７１７	４　０５２
	助成金	１　９３５	１　３８６
調整	借款	２　２００	３　２７５
	助成金	１　０４１	１　０７４

１９９１年３月１９日に新たなＣＦＤの企業計画が練り上げられた。
その内容は以下の二点にまとめられる。

◆開発政策の決定への参加

＊調査能力の拡充　＊自らの活動と理念を広く知らせる

◆グループ内の企業精神の拡充

＊業種の拡大＊参加運営＊責任体制の分散化＊職業的価値の向上＊研修の拡充

そして特に開発領域において、は以下の３つの指針があげられている。

◆現状への注視

＊開発に対する総合的なアプローチ＊パートナーとの対話＊新形態の開発援助

◆国際的視野に立った、優先分野への活動

優先分野

＊都市開発の結果への対処＊住民参加的な農村開発＊民間分野の発展援助

＊財政システムの再建＊環境保護

開発への国際的アプローチ

＊開発への地域的視野にたったアプローチ＊国際援助との協調

◆追跡調査・評価のための恒常的システムの設置

Ｂ．意志決定と役割及び実施システム

１．意志決定システムと役割

フランスの援助実施諸機関は、各々自立的に活動しており、それぞれの機関はその固有の意思決定と実施のシステムを持っている。　であるから、共同融資のプロジェクトでない限り、各機関は独自に自己のプロジェクトを発掘・運営している。

ＦＡＣ融資の場合の例を見てみる。
海外に駐在するＭＣＡＣ（協力・文化活動ミッション）が現地政府と協力して練り上げたプロジェクト案件が、まず最初に現地政府を通して正式に要請があがってくる。

そしてこの要請内容を検討する為の調査委員会が召集され、その後その案件が、次ページのフローチャートで見る通りの手続きを踏んだ上で、協力大臣が主宰するＦＡＣ運営委員会によって最終的に採用が決定される。　この委員会の決定がそのままプログラムの承認を意味する。

ここで初めて、財政監査に提出され、監査を受ける事になる。
この決定は、財政監査官の認証を受けた後で、ＣＦＤに通達の形で知らされる。　この通達によって、ＣＦＤは、可能な予算額と委員会決定で認証されたプログラムの枠内で、必要な支払いを実施する。

もしこのプロジェクトが、相手国政府によって直接に実施される場合、協力ミッションの合意を取りつけた後で、現地政府機関の方からＣＦＤ現地支店に支払い命令がだされて、支払いが行われる。

このプロジェクトが協力ミッションによって実施された場合は、ミッションの長が支払い命令を発し、ＣＦＤ現地支店によって決済される。

このプロジェクトが協力省の本庁によって実施される様な場合は、ＦＡＣの首位支払い命令官によって、支出がなされる。　ＦＡＣの首位支払い命令官とは、協力大臣か、あるいは協力大臣からの委任を受けた、一般管理総局長、副総局長、予算部長、ＦＡＣ課長のことである。

a）ＦＡＣにおける案件採用のフローチャート

ＣＥ（調査委員会）

段階	MCAC	CMG	H　DEV	B/TECH	ＦＡＣ課
CE01					委員会設立
CE02	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ内容の把握と 紹介ﾚﾎﾟｰﾄの 準備	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ内容の把握と 紹介ﾚﾎﾟｰﾄの 準備		ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ内容の把握と 紹介ﾚﾎﾟｰﾄの 準備	↓
CE03					紹介ﾚﾎﾟｰﾄの検討 ↓
CE04					紹介ﾚﾎﾟｰﾄの配布 ↓
CE05					検討委員会設立 ↓
CE06					報告書作成・配布 ①②③④

段階					ＦＡＣ課
	①の場合：無条件承認プロジェクト				
CE07	CD05				融資契約書類の送付 ↓ CD01
	②の場合：変更の条件付き承認プロジェクト				
CE06	変更追加	変更追加		変更追加	
CE07	CD05				融資契約書類送付 ↓ CD01
	③の場合：後程の再検討への差し戻しプロジェクト				
CE08	場合によって変更追加	場合によって変更追加		場合によって変更追加	CE01
	④の場合：プロジェクト棄却				
CE09					キャンセル

ＣＤ（運営委員会）

段階				技術課	ＦＡＣ課	財政監査
CD01	CE09				議題作成・配布 運営委員会紹介ﾚﾎﾟｰﾄ出版・配布 ↓	
CD02					運営委員会	
CD06	契約案作成					
CD03						認証
CD04					報告書作成・配布 運営委員会結果把握 ↓	
CD05					事前DAC 出版・配布	
CD07	契約署名・配布					
CD08					DAC 出版・配布	

日程

運営委員会	期限
運営委員会（ＣＤ）会議	０日
ＰＲＥＦＡＣ* （縮小ＣＤ）会議	７日前
運営委員会メンバーへの書類送付	１５日前
コピー課への書類送付	３５日前
プロジェクト調査委員会採用書類、修正後ＦＡＣ課受領	４０日前
修正後、諸課からのＦＡＣ課宛書類送付	４２日前

＊ＰＲＥＦＡＣ：ＦＡＣ運営委員会の準備機関
ＦＡＣ課、経済財政省、ＣＦＤの代表者が集まって構成される。
その活動内容を規定する特別な規則は無いが、財政省とＦＡＣ課との意志疎通の上で重要な機関である。

調査委員会	期限
調査委員会（ＣＥ）会議	０日
最終的議題、調査委員会メンバーへの書類送付	６日前
ＦＡＣ課書類受領	１０日前

b）ＣＦＤにおける案件採用のフローチャート

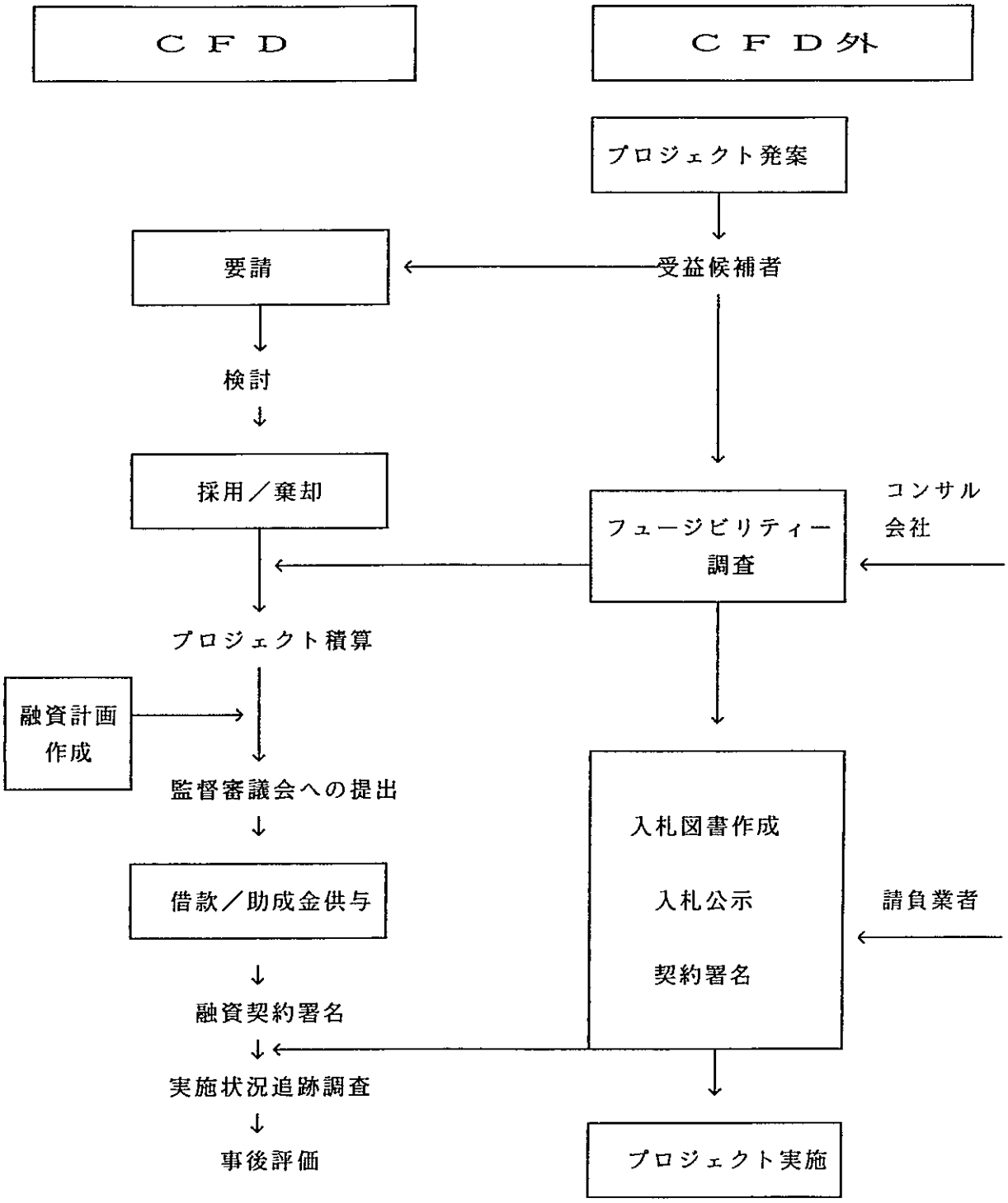

Ｃ．関係機関との連携

１．当該援助機関とその関連機関との関係の概要及び特徴

ａ）関係法人

ＣＦＤ（フランス開発金庫）はＡ項の組織図で示した様に、ＣＦＤグループを形成している。　その中でも開発援助に関わるものとして、ＣＥＦＥＢとＰＲＯＰＡＲＣＯがある。

①ＣＥＦＥＢ（Centre d'Etudes Financières Economiques et Bancaires：金融・経済・銀行研究センター）

１９０１年の法律で規定された非営利団体で、１９６３年に設立。

発展途上国の経済・金融にかかわる公共部門や開発金融機構、官あるいは民間の企業における、現在または将来の幹部職員に対する、研修や再教育を目的とする。

場所と職員はＣＦＤより提供され、所在地はパリとマルセイユ。

その教育内容はあくまで職業的であり、実習とＣＦＤの開発金融の実際の経験に元ずいた学習をベースとしている。

中心的活動内容は

－毎年約９０名の研修生を受け入れ

－フランス国内での短期のセミナー開催

－海外での研修サービス

②ＰＲＯＰＡＲＣＯ（Société de Promotion et de Participation pour la Coopération économique：経済協力の為の促進・出資会社）

資本金４億５千万フランの金融会社でＣＦＤ持ち株６９％の子会社。

活動地域は、エジプトとリビアを除くアフリカ全域と、インド洋・太平洋・カリブ海のＣＦＤの対象諸国、ＤＯＭ－ＴＯＭ

その任務は、民間企業の創造と育成の促進と援助である。　ＣＦＤとの任務分担を図式化すると次の様になる。

ＰＲＯＰＡＲＣＯ	ＣＦＤ
中長期貸付 　直接 　銀行仲介 自己資金持ち寄り 　資本参加・転換社債・株主当座勘定 　経営参加的貸付	中長期融資 　直接 　銀行仲介・政府仲介 融資対象： 　PROPARCOと共同出資の大型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 　政府が中心的役割を担うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 　小企業発展ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ

対象となれる企業は以下の条件を備えていなければならない。

－たとえ少数派であろうとその資本への民間の重要な出資の存在

－民間企業の規則に従った運営

－政府機関からの充分な自立性

活動領域は不動産を除く、生産・サービスの全分野

銀行規則とリスク分散化のため１企業あたり６５００万フラン以内しか介入できない。

２．ＮＧＯの活用実態

ａ）協力関係にあるＮＧＯの種類

ＮＧＯは一般に、緊急のＮＧＯ、開発のＮＧＯ、ボランティアのＮＧＯの三種に分類されるが、そのうち発展途上国援助を目的とするＮＧＯだけを統計したものはない。　現在、約２４０団体が公的な資金援助を受けている。　また１９９０年６月１４日には、活動が第三世界に関連するフランスの２５０団体の間で、ＣＬＯＳＩ（Comité de Liaison des Organisations de Solidalité Internationale：国際連帯機関連絡委員会）という組織が結成された。　これはＮＧＯ間の意志疎通・協調関係を向上させる為だけで無く、政府機関との交渉の主要な窓口となるものである。

第三世界で活動するボランティア団体の間では、すでに１９７８年にＣＬＯＮＧ（Comité de Liaison des Organisations Non Gouvernementales de Volontariat）が結成され、以下の団体が加盟している。

①ＡＦＶＰ（Association Française des Volontaires du Progrès：進歩のボランティアフランス協会）

もとは１９６３年協力省の発意で創出され、日本の海外青年協力隊と似た組織であったが、徐々に協力省からの自立度を増し、助成金はいまだ多いとはいえ、今日ではＮＧＯとなっている。　３０か国にボランティアを派遣し（９８％がサハラ以南アフリカ）、協力省との協調プロジェクトの中心的あるいは共同実施者としての役を担う。

②ＡＩＣＦ（Action Internationale Contre la Faim：飢餓に対する国際行動）

③ＡＪＡＣＳ（Association Jeunesse d'Action de Coopération：協力活動青年協会）

④ＢＩＯＦＯＲＣＥ　Développement

⑤ＣＥＦＯＤＥ（Centre de Formation pour le Développement ：開発の為の研修ｾﾝﾀｰ）

⑥ＤＣＣ（Délégation Catholique pour la Coopération ：協力の為の ｶﾄﾘｯｸ代表団）

⑦ＤＥＦＡＰ（Service Protestant de Mission et de Relations ： ﾐｯｼｮﾝと関係のﾌﾟﾛﾃｽﾀﾝﾄ 奉仕団）

⑧Enfants Réfugiés du Monde （世界の子供難民）

⑨Frères des hommes （人間の兄弟）

⑩Handicap International （国際障害者）
⑪Medicus Mundi （世界の医者）
⑫Pharmaciens sans frontières （国境無き薬剤師団）
⑬ＳＣＤ（Service de Coopération au Développement ：開発協力サービス）

それ以外に長期にボランティアを派遣する団体として
・ＣＩＣＤＡ（Centre International de Coopération pour le Développement Agricole
：農業開発協力国際センター）
また医療分野で短中期派遣するボランティア団体は
・ＭＳＦ（Médecins Sans Frontières：国境無き医師団）
・フランス赤十字
その他の分野では
・ＥＳＦ（Ecoles Sans Frontières：国境無き学校）
・ＩＳＦ（Ingénieurs Sans Frontières：国境無きエンジニア団）
・ＥＣＴＩ（Echanges et Consultations Techniques Internationaux ：国際技術交流・
コンサルティング）
・ＡＧＩＲ－ＡＢＣＤ（Association des Intervenants Retraités pour des Actions
Bénévoles de Coopération：協力奉仕活動の為の退職者協会）
・COMPAGNONS BATISSEURS （建築の仲間）
・ＣＯＮＣＯＲＤＩＡ
・JEUNESSE ET RECONSTRUCTION（青年と復興）

ｂ）当該援助機関との関係

ＮＧＯの資金は、１９８８年に１８億２８００万フラン、１９８９年に２１億１００万フランに至り、そのうち自己資金はそれぞれ７８％と７９％である。 その半分は現物贈与（１５％にあたる）を除いて献金からきている。
出費の方は、その三分の二が発展途上国での活動に費やされ、五分の一がフランス国内にて、そして１４％位が、運営資金として使われている。
ＮＧＯ関係への融資の一般会計が、省庁レベルでは存在しない為、近年増えているとはいえ、公的援助は少ない。 ＯＮＧによって実施されたＯＤＡの割合は、ＯＥＣＤ１８か国中、フランスは１５番目である。 現在、ＮＧＯは非政府援助部による共同融資しかうけていない。

それ以外の小口の支援として、
①発展途上国における外交官ポストの援助機関による、介入分散融資（ＣＤＩ）や、小型開発活動（ＰＯＤ）の供与
②大臣官房による少額の運営助成金
③二国間援助計画のプロジェクト実施の際、公契約や指令書により、ＯＮＧが実施者ある

いは役務提供者となった場合の融資
④他の省庁による種々な形での支援や援助

当該援助機関である協力省と外務省によってなされた援助は次の通りである。

１９９１年度ＮＧＯは協力省より以下の金額を受け取った。
－１億４４２０万フラン
（うち１億２１９０万フランがボランティア諸団体に。１９９３年には１億２４９５万フランになるとと見込まれる）
これから分かる様に、ＮＧＯに対する公的融資の大部分がボランティア団体に向けられている。　こうした形の援助はとりわけ、公的援助が行えない地域（カンボジア、アフガニスタン、イスラエル占領地）においてとりわけて有意義である。

主に以下の三つのボランティア組織に規則的に融資がなされている。
①ＡＦＶＰは、ボランティア５３０名を派遣し、１９９１年と１９９２年に９０００万フランを助成金として受けている。
②ＤＣＣは、ＶＳＮボランティアの配属を引き受けた事と引き替えに、１９９１年に約６００万フランの助成金を受領し、１９９２年もほぼ同額が見込まれている。
③ＡＦＶＰ、ＳＣＤ、ＣＬＯＮＧが加盟している開発ヨーロッパ・ボランティア計画に対し、１９９１年に１０００万フラン、１９９２年には１２００万フランが支払われている。

－５６１０万フランをＦＡＣ基金からＮＧＯ活動支援として
－６３万フランを諸団体・教会・協同組合・地域グループ責任者であるアフリカ人・マダガスカル人のフランスあるいはアフリカでの教育・研修の奨学金・研修費として
これ以外に協力省は兵役に代わる国民服役のボランティア（ＶＳＮ）を約１６０名ＮＧＯに派遣した。

１９９３年協力省はＮＧＯ支援政策として新たな方向づけを行った。
共同出資のプロジェクトについては、両者で協議された基本プログラムに則り、合同組織に対し資金が融資される。　それ故今後は、特定の地域・分野に限って、ＦＡＣ運営委員会の承認を必要とする。　その優先分野とはは、環境・健康・都市・雇用・青少年の５つである。

この共同出資以外に、協力省及びに外務省は、以下の領域で民間活動に融資・協力する。
①経済的側面を持つ開発プロジェクト
フランス開発金庫による生産的プロジェクトのＦＥＰ（Fond d'études préalables：事前調査基金）とＡＩＰＢ（Aides aux initiatives productives de base ：基本的生産活動援助）の実施。
このＦＥＰとは、１９８８年に諸団体と政府諸機関とが集まってもたれた「協力－開発」

委員会において創出されたもので、政府機関とＮＧＯが共同で管理する。
②評価及び調査の実施、ＮＧＯによる銀行債権買い取り手続きへの援助。
③教育・研修に関する省庁によって規定された優先目標に当てはまる開発プロジェクトへは奨学金等の特有な予算枠（ＦＯＮＪＥＰ）がある。
④協力省は受益国のＮＧＯによってなされた活動にも、ＣＤＩ（Crédits Déconcentrés d'Intervention：援助分散予算）の形で直接支払う事もある。

３．地方自治体との関係

地方自治体の協力活動は、商工会議所・手工業会議所・ＰＭＥ－ＰＭＩ・各種文化社会団体・研修機関・ＮＧＯ等のオペレーターの支援を受けて、地方自治体が直接実施する。
その内容を大きく分けると以下の３つになる。
－姉妹関係提携・協力：フランスの自治体と、発展途上国、とりわけアフリカの自治体との間の交流・連帯活動
－都市間技術協力：プロジェクト分野の配分を分析してみると、フランスの大・中都市はその大部分が都市協力分野に集中しており、資金面だけでなく、各公共サービス部門間での技術的鑑定・研修生養成等の人的側面でも大きく力を入れている。
－民間企業と制度的パートナー（病院・学校・会議所等）との合同による相互発展協力：地方レベルでは、企業協力に力をいれており、ＡＤＥＣＩ・ＣＥＤＲＥ・ＰＲＯＭＯＰＩＣといった開発地方事務所や専門地方団体のサービスを利用している。
県会は企業協力・農業協力・文化社会協力の各分野に均等に活動している。

こうした活動の協議や促進の為の場がいくつか設けられている。
まず姉妹関係提携・協力の発展及び協議を促すものとして以下の機関がある。
・フランス都市連合（CITES UNIES FRANCE）
・都市連合世界連盟（FEDERATION MONDIALE DES CITES UNIES）

また特定な重要課題の下に、ＮＧＯ・地方自治体・政府機関を結集させたプログラムも存在する。
・連帯プログラム・水（PROGRAMME SOLIDALITE EAU）
・連帯プログラム・住居（PROGRAMME SOLIDALITE HABITAT）

さらにより総合的なものとして、この種の協力活動における協議とその促進を図る目的で、１９８９年に協力大臣によって以下の委員会が創出された。
・開発の為の地方分権協力委員会（COMMISSION DE LA COOPERATION DECENTRALISEE POUR LE DEVELOPPEMENT）
この委員会は協力省の建物内に所在する。

４．外国機関、国際機関との連携

ａ）基本方針、メリットと実施上の問題点と留意点、実績

すでに予算の項で見たとおり、フランスの多国間援助の主要な部分は、ＥＣ援助に向けられており、連携面でもＥＣ機関やその加盟国と行う事が多い。

研究機関レベルでは１９９２年に、ＣＩＲＡＤ（フランス）・ＮＲＩ（英国）・ＫＩＴ（オランダ）・ＩＩＣＴ（ポルトガル）の４機関の間で、ＥＣＡＲＴ（CONSORTIUM EUROPEEN POUR LA RECHERCHE AGRONOMIQUE TROPICALE：熱帯農学研究ヨーロッパ・コンソーシアム）が結成された。　こうして単に研究室内だけでなく、フィールドワークも行う４機関２０００名以上の科学者が集まる事になる。
環境・天然資源管理と、研究活動の組織化と運営への助言がその優先課題となる。

最近では、特に医療分野において、予算面で限界のあるフランスと、言語問題で専門家を派遣しにくい日本との間で、いくつかのプロジェクトにおいて協調が成功したのに踏まえ（セネガル、マダガスカル等）、今後もこうした形の日仏協力体制を望んでいる。

Ⅲ．当該援助機関における技術協力

Ａ．技術協力実績

１．第二国研修・第三国研修

各々の機関が独自に活動するフランスでは、研修体制も、相互に協力・補完しあうことはあるにしても、ほとんどが独自に動いてしまっている。　したがって、以下に組織別にその実績を見てみることとする。

ａ）協力省
１９９２年度において、協力省は総額２億５４８万９０００フランの奨学金を、４９７２名にわたる奨学生に給付している。　それを分野別に分けると以下の様になる。

研修	２７２６名	１１２　９９７　０００フラン
医療	３４６名	１３　０６４　０００フラン
文化活動	３４５名	２０　０２８　０００フラン
研究	９０名	４　７２８　０００フラン
農村開発	１６１名	８　０４１　０００フラン
鉱山・エネルギー	３５名	１　２３１　０００フラン
中小企業・工芸	２２名	５６７　０００フラン
第三セクター	１０名	３４８　０００フラン
インフラ構造	２４５名	１１　３３６　０００フラン
行政協力	５３２名	１７　８８１　０００フラン
その他	４６０名	１５　２６８　０００フラン

ｂ）ＣＦＤ
研修はＣＦＤグループ内では、ＣＥＦＥＢが担当している。
ＣＥＦＥＢは１９６１年の創立以来、世界６１か国から、２３１２名もの研修生を受け入れてきている。　その大多数は、ＣＦＤの活動対象地域の諸国からの研修生である。
研修の種類によって以下に分類してみる。

	（１９６１年来通算）	（１９９２年度）
フランス国内での研修	２３１２	１６５
－年度別研修*	１７０４	８４
－短期専門研修	２４０	４
－企業経営者用セミナー	２３０	１８
－専門セミナー	１３８	５９
外国での研修	１４２６	１２１

＊年度別研修：毎年９月～６月の１０か月間実施される。
最初の６か月間は会計・金融・管理一般等の基礎知識を学ぶ共通研修で、
残りの４か月がコースを選択する専門研修である。

これまで受け入れてきた年度別研修生の国別の内訳を見ると、アルジェリア、ブルキナ・ファッソ、カメルーン、象牙海岸、マダガスカル、セネガルの６か国がそれぞれ１００名以上おり、これらの国だけで、７５１名になる。

ｃ）ＯＲＳＴＯＭ

１９９２年には、全部で５６５名の発展途上国の研究者が、ＯＲＳＴＯＭからの支援を受けている。　その内訳を具体的に数字をあげて以下に見てみる。

＊発展途上国の現役研究者への協力・援助

－短期受入（１～６か月）	研究者４０名受入れ 予算：３０５万フラン
－高水準科学向け滞在（平均２か月）	研究者２７名受益 予算：１５０万フラン、協力省より交付
－研究系統／南－南協力への援助	１３系統融資 予算：２５万フラン

＊発展途上国初心研究者への支援

－協力契約	研究者１１２名受益 予算：３００万フラン、協力省より交付

＊発展途上国の若い科学者発掘のための研修（ＯＲＳＴＯＭ－大学の関係強化）

－同化／研修契約	２９名受益 予算：１２０万フラン
－ＯＲＳＴＯＭ研究手当て	１８５名受益 予算：５７０万フラン

＊研修生受入

－外国人研修生	外国人１７２名（研修生３５６名中） うちブラック・アフリカ１２３名（７０％） ・自国研修　９２名 ・第三国研修　１６名 ・フランスでの研修　１５名 予算：１３０万フラン うち３７万が研修手当て、１００万が運営費

ｄ）ＣＩＲＡＤ

１９９２年に研修を受けた研究者は、全部で４９０名で、フランス人２１５名と他のヨーロッパ諸国１４名を除いた２６１名を地域別に分類すると次のようになる。

北アフリカ	３０名
西アフリカ	９１名
中部アフリカ	４２名
東アフリカ	３５名
南部アフリカ・インド洋	１７名
南米・カリブ海	２１名
中東・アジア・オセアニア	２５名

２．専門家等の人員派遣

ａ）協力省

１９９２年の協力省関連の、海外への派遣人員数は、全部で７４８６名で、国別に見ると象牙海岸（１２６１名）とセネガル（８６６名）の二か国が群を抜いて多く、ガボン、カメルーン、マダガスカル、ジブチがそれに続く。　以下にその内容別内訳を見る。

－直接的技術援助		５５９７名
（技術者	１４８３名）	
（教師	３３２４名）	
（国民服役ボランティア	７９０名）	
－間接的技術援助		５１４名
－フランス在外機関の職員		１１８１名
－専門家ミッション		１９４名

ｂ）ＣＦＤ

ＣＦＤは自己の幹部社員を海外の金融機関に、管理者としてあるいはその顧問として、期限付きで派遣している。　１９８９年からは航空会社エール・アフリカに経営再建を目的に、上級幹部社員チームを送り込んでいる。　人数的内訳とその年度別変遷を以下に示してみる。

	８９年末	９０年末	９１年末	９２年末
中央銀行	３名	３名	３名	３名
開発銀行	９名	７名	７名	７名
エール・アフリカ	７名	７名	６名	５名

Ｂ．技術協力サイクル

種々の援助機関が複雑に錯綜するフランスにおいては、個々の機関や状況に応じて多様に変化し、予め定まった形での技術協力サイクルといったものは存在しない。　またそれぞれの機関内部においても、アングロ・サクソン諸国と違って、マニュエル的なものは調べた限りにおいては存在していない模様である。　ただ一部定式化されているＦＡＣ運営委員会やＣＦＤにおける案件採用の過程のフローチャートについては、すでにⅡ．Ｂ．１．「意思決定システムと役割」にて紹介した。

それ以外に、たとえばヨーロッパ共同体との共同プロジェクトの場合は、ＥＣ自体の技術協力サイクルを採用しており、これは担当官によってはＥＣプロジェクト以外にも用いている例もあるらしいので、参考までに以下に挙げる。

①プロジェクト・サイクル

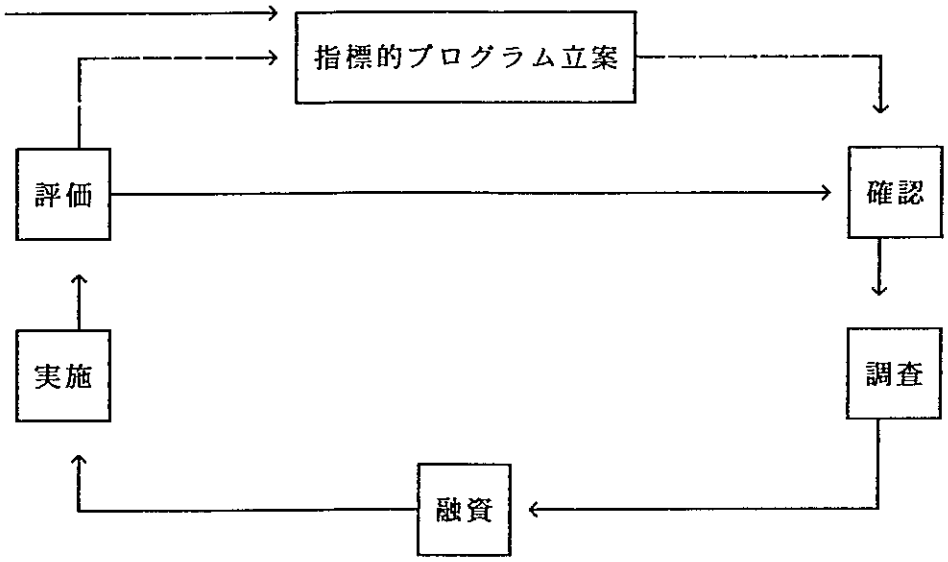

②プロジェクトの段階分け

１）準備

ⓐ指標的プログラム立案

協力の方針・原則についての一般的定義。

その国あるいはその地域における分野別・課題別集中を考慮し、ある程度の、プロジェクト／プログラム案をも含む。

作成書類：ＰＩＮ（国家的指標プログラム）

ＰＩＲ（地方的指標プログラム）

ⓑ確認

最初のプロジェクト案の作成。　フュージビリティー調査を実施するか否かを決めるため、目的・成果・活動を総体的に述べる。　実施の場合、この調査の基準条件を規定する。

作成書類：確認票、前フュージビリティー調査

ⓒ調査

フュージビリティー調査を基にして、プロジェクトのあらゆる詳細面の決定。プロジェクトの適宜さ、分野別政策との整合性について、委員会内部での審査を行う。　融資提議書を作成するか否かの決定。

作成書類：フュージビリティー調査

ⓓ融資

融資提議書を作成し、融資委員会の審査に委ねる。　肯定的な場合、委員会による融資決定。　両当事者による融資契約書作成と署名。

作成書類：融資提議書、融資契約書

2）実施

プロジェクトの成果と独自の目的を達するための、融資契約書に規定された、方策の投入によるプロジェクトの実施。　実施計画書・追跡報告書作成。

作成書類：作業計画書、年間中間報告書、プロジェクト終了報告書
中間過程修正

3）評価

将来における同様なプロジェクトの方針設定に役立つ様な、軌道修正や教訓事項を定式化する為の、実施期間中あるいはその後における、プロジェクトの成果や波及効果の分析。　もしプロジェクトが何期にも段階化されている場合には、一般に新フェーズの開始は、前のフェーズの評価の如何に大きく左右されることになる。

作成書類：プロジェクト終了評価報告書、事後評価報告書

Ｃ．専門家等の援助要員

１．技術協力要員確保・養成

１９７８年４月２７日付政令に代わり、新たに制定された１９９２年１２月１８日付法令（１２月２１－２２日付官報掲載）によって、協力省の管轄する外国との協力関係の為の期限限定的ミッション参加者の、行政・財政的立場が規定されている。
これは１９７８年以来、フランスの技術協力に対する考え方が変わってきただけでなく、国際的な経済環境の変化、とりわけアフリカ人の高学歴・有資格者の失業の増加や、エリート層の国外流出といった新たな状況を前に、アフリカ諸国の行政機構の制度的強化を目指す方向へと重点が移行しつつある。

ａ）人材確保

（１）人材状況

協力省が募集する専門家等の技術協力要員は、次の３種類に分けられる。

－公務員

プロジェクトの内容に従い、関連省庁（農業省、文部省、工業省等）、あるいは病院、地方自治体等から派遣される公務員。

－国民服役協力員（ＣＳＮ）

良心的兵役拒否者や、高等教育機関の学生・卒業生、特殊技能所有者が、兵役の代わりとして行うナショナル・サービス。　主に教員が多い。

－一般民間人

協力省と結んだ契約を通して、ミッションの期間中だけ一時的に公務員の資格を得る、契約公務員。

こうした条件からして必然的に、上記いずれの場合においても、候補者はフランス国籍の所有者でなければならない。

（２）確保システム

募集広告が公報（文部省、その他の省庁、地方自治体等の公報）上に掲載される。
あるいはミニテル（フランス特有の新情報システム）において、ミニテル番号３６１５、コード「ＩＢＩＳＣＵＳ」を用いて、募集中のポストやミッションに関する資料ファイルを閲覧できる。
採用が決定された者は、協力省との間で個人的契約を結ぶことになる。　この契約期間は６か月から３年の間である。
この契約は、正規の職員の場合、その派遣日をもって、それ以外の場合は搭乗日もしくは事前研修開始日をもって発効するものとする。
そしてフランス政府と相手国政府と合同で作成されたミッション・レターによって、必ず具体的内容を知らされることになる。　このレターには、活動分野、職務、責任、ミッションの目的、供与される手段、得るべき成果が規定されている。
１９９２年の新たな政令によって、今後あらゆるミッションは、契約ベースとなり、一時

的な性格を持つようになるり、協力ミッションと相手国政府の関与する定期的評価が必要となった。　そして同一国においてなされるミッションの継続は例外的となり、いかなる場合でも６年を越える事はできなくなった。
この措置によって、今後は協力活動を専門職とすることが不可能となる。　これから、協力員の研修は２つの意味を持つ事になる。　すなわち協力ミッションの任務に適応する為のものと、ミッション終了後の社会復帰の為のものである。

ｂ）養成

（１）養成システム

協力省内部では協力員人事課（ＢＦＣ）が担当をしている。
フランスあるいは国外における、公的ないし民間機関による人材養成に関する入札公示が年間を通して、必要に応じ常時行われている。
サービス要請の度毎に、この入札公示は繰り返される。　公示はＢＯＣＭ（広告・公的契約公報）誌上にて掲示される。
援助員は一般に最長３か月間の、養成ないし再養成用研修を受ける事ができる。
技術援助員の夏期休暇期間中に、フランス国内にて合同研修会がひらかれ、各自の経験を交換し、協力省の政策を普及する場となっている。
出発準備研修のうち、毎年７月行われる大研修は（１９９０年に２４０名、１９９１年に２８０名参加）は主として教育者を対象としている。
現地国に到着した際、最初週にはＭＣＡＣ（協力・文化活動ミッション）による、受け入れ研修が行われる。
また研修期間中に少なくとも５回以上ミッションに参加する事を約束するなら、より長期の高度な専門化研修をうけることもできる。　ＢＦＣは１９９１年度にはこの種の研修に２００万フランの予算を支給し、研修生５００名がその恩恵に預かった。

（２）養成機関

ＣＨＥＡＭ（CENTRE DES HAUTES ETUDES SUR L'AFRIQUE ET L'ASIE MODERNE：現代アフリカ・アジア高等教育センター）

１９３６年設立された高等教育の公的機関。　協力省による専門家養成で一番大きな役割を果たしている。

Ｉ．Ｃ．３．ｂ）「機関別概要」の項参照。

ＣＩＥＤＥＬ（CENTRE INTERNATIONAL D'ETUDES POUR LE DEVELOPPEMENT LOCAL ：地方開発調査センター）

もともとは私立大学内の組織であったものが、この１２年来開発援助に携わる職業人を養成する研修機関へと発展した。
協力省、外務省、ＥＣ機関、人類進歩基金による認証をうけた。

２．専門家及び職員の待遇

協力員の手当ては、以下の４つの要素より構成され、原則はフランス・フランにて支給されるが、その一部は現地通貨によってなされる事もある。

－基本給
－職能手当
－技術手当（必要による）
－家族追加金

職能手当は全部で１０級に分けられ、協力ミッションの長が、募集前にそのポストのクラス別けを行う。　これは受入国によって異なる係数によって乗数倍され、年に一度見直される。
技術手当は閣僚間決議で決められる。
新たな給与体系には、従来支払われていた遠隔地手当、勤励手当、家族手当を廃止し、また勤務・休暇による月例給与の差をなくした。
住居は今まで通り、協力協定に従って、受入先政府側が提供するものとされる。
年間行政休暇は、研修日を含む就業１か月分につき４日間である。
また学校休暇の方は、６０日間である。
他方、相手国政府の了解のある場合、協力省にたいして、一年間につき就業日５日間分以内の有給休暇、ないし１０日間以内の無休休暇を申請する事ができる。
また２か月間の猶予期間をもっての事前通知で、契約を破棄する事もあり、場合によっては賠償金が払われる。　また現地での政治状況の変化によって、特別帰国指令が出るときもあるが、その場合も支給手当は新政令に規定されている。
協力員本人及び家族の運賃、荷物の輸送費についての条件もこの政令によって、決められており、一般には赴任日より１２か月につき往復旅費一回分が、協力省によって負担されることになる。
協力員ないしその家族の、傷病時の帰国、あるいは死去の際の棺代、納棺、遺骸輸送費はフランス政府によって負担される。　但し、葬式代はそこには含まれない。

Ⅳ．開発援助調査研究

Ａ．主要な研究機関

１．研究機関概要

フランスにおいて、開発援助に関わる研究機関は多数あるが、その中でもＯＲＳＴＯＭ、ＣＩＲＡＤ、ＩＮＲＡの３機関はとりわけ重要な役割を果している。　以下に各機関を個別的に見てみる事とする。

ａ）ＯＲＳＴＯＭ（OFFICE DE RECHERCHE SCIENTIFIQUE ET TECHNIQUE D'OUTRE-MER ：海外科学技術研究局）

協力省と研究関連諸省を上部責任機関とする科学技術的公的機関であるＯＲＳＴＯＭは５０年以来、熱帯地方におけるたゆまぬ研究を重ねてきた。

現在約１０億フランの予算を持ち、職員総数約２６００名で、そのうち８００名は発展途上国の職員である。　研究者・技師・技術者に限ると約１５００名で、うち６００名が発展途上国における各種研究機関やＯＲＳＴＯＭ研究所に長期派遣されたフランス人で、５００名が発展途上国出身の技術者である。　それ以外に、ＯＲＳＴＯＭの研究プログラムに契約に依って参加している、１００名程の外国人研究者がいる。

現在約３０か国、４０か所（ﾎﾞﾘﾋﾞｱ、ﾌﾞﾗｼﾞﾙ、ﾌﾞﾙｷﾅ･ﾌｧｯｿ、ｶﾒﾙｰﾝ、ﾁﾘ、ｺﾛﾝﾋﾞｱ、ｺﾝｺﾞ、象牙海岸、ｴｼﾞﾌﾟﾄ、ｴｸｱﾄﾞﾙ、ﾌﾗﾝｽ、ｸﾞｱﾄﾞﾙｰﾌﾟ、ｷﾞﾆｱ、仏領ｷﾞｱﾅ、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ、ｹﾆｱ、ﾏﾀﾞｶﾞｽｶﾙ、ﾏﾘ、ﾏﾙﾁﾆｸ、ﾒｷｼｺ、ﾆｼﾞｪｰﾙ、ﾆｭｰ･ｶﾚﾄﾞﾆｱ、仏領ﾎﾟﾘﾈｼｱ、中央ｱﾌﾘｶ、ﾚﾕﾆｵﾝ、ｾﾈｶﾞﾙ、ｾｲｼｪﾙ、ﾀｲ、ﾁｭﾆｼﾞｱ、ﾊﾞﾇｱﾂ、ﾍﾞﾈｽﾞｴﾗ）に展開している。

ｂ）ＣＩＲＡＤ（CENTRE DE COOPERATION INTERNATIONALE EN RECHERCHE AGRONOMIQUE POUR LE DEVELOPPEMENT ：国際農業開発研究センター）

１９８４年、熱帯地方における農学・獣医・森林・農産物加工に携わる各種研究機関の合併によって生まれた公的機関であるＣＩＲＡＤは、協力省をその上部責任機関とする熱帯・亜熱帯地方における農業を専門とする研究組織である。

予算は１０億フラン近くに上り、その半分以上が公債から来ている。

職員総数１８００名でうち９００名が幹部職員である。　１９９２年末現在で３６５名の科学者が、アフリカ・インド洋諸国２７か国、南米・カリブ海諸国１３か国、アジア・オセアニア諸国１１か国、計５１か国において、国立研究機関・民間企業・開発会社・ＮＧＯといった様々な機関の下に派遣されている。　とりわけセネガル、象牙海岸、ブルキナ・ファッソ、カメルーン、ギニア、マリ、チャド、マダガスカル、ブラジル、バヌアツ、インドネシアには１０名以上を派遣している。

また代表者や駐在員を２２か国（ﾍﾞﾅﾝ、ﾌﾞﾗｼﾞﾙ、ﾌﾞﾙｷﾅ･ﾌｧｯｿ、ﾌﾞﾙﾝｼﾞ、ｶﾒﾙｰﾝ、ｺﾝｺﾞ、ｺｽﾀﾘｶ、象牙海岸米国、ｶﾞﾎﾞﾝ、ｷﾞﾆｱ、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ、ﾏﾀﾞｶﾞｽｶﾙ、ﾏﾘ、ﾓﾛｯｺ、ﾌｨﾘﾋﾟﾝ、南ｱﾌﾘｶ、ｾﾈｶﾞﾙ、ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ、ﾁｬﾄﾞ、ﾀｲ、ﾊﾞﾇｱﾂ）に、配置している。

c）ＩＮＲＡ（INSTITUT NATIONAL DE RECHERCHE AGRONOMIQUE：国立農業研究所）

高等教育・研究省と農業・漁業省を共同責任機関とする科学技術的公的機関である。

海外県（仏領ギアナ、グアドループ）を含んだフランス全土に２２か所の研究センターを持ち、職員の７０％以上が首都圏パリ地方以外に分散化されている。

１９９３年の予算は３０億２６００万フランで、そのほとんどを占める２６億１６００万フランは研究省から支給され、農業省からは１６００万フラン、残りの３億９４００フランが自己資金である。

職員数は１９９３年度で総数８６２６名、そのうち１７６０人が科学者、２０５７名が研究・調査に携わる技師・技師補佐、３９８８名の技術者・技術者補佐、残りが一般事務職である。

２．研究内容及びその特徴

a）ＯＲＳＴＯＭ

ＯＲＳＴＯＭは発展途上国のパートナーに対し、以下の４つの主要テーマに関するプログラムと成果を提供している。

－環境とマクロ生態系
－熱帯の脆弱な環境下での農業
－環境と保健
－人間と変貌する社会

またフランス・外国・国際の公的ないし民間機関に対しても、自己の鑑定・判断能力を提供している。　さらにフランスや外国の若い研究者たちの研修もおこなっている。

以下の５つの多分野集合部門の下で、プログラムが作成・実施され、この部門下にある４２の研究チームがそれを実行に移している。

－大地・大洋・大気
－大陸水
－農業環境と活動
－保健
－社会・都市化・開発

そして次の７つの科学委員会が、プログラムの進行状況と、それを遂行する研究者達の職歴について、定期的に評価をおこなっている。　ここには４０以上にわたる専門分野が集まっている。

－地質学・地球物理学
－水利学・土壌学
－水生生物学・海洋学
－植物界に関する科学
－生物科学・人類応用生化学
－社会科学
－工学・通信科学

これらの方針決定機関として、科学審議会があり、プログラムの方向づけだけでなく、

研究成果の公表・移転・利用法や、研修と価値付与も検討する。

b）ＣＩＲＡＤ

ＣＩＲＡＤは農業分野における研究・試験的実践を通して、熱帯・亜熱帯地方の諸国の発展に貢献することをその主要な任務とする。

その為に、ＣＩＲＡＤ職員に対する内部研修だけでなく、パートナーたる相手側機関の研究者・技術者の研修も実施する。

また科学技術情報中央サービスにおいては、定期刊行物の発行、国際誌への発表、また研究者に対する、文書資料的な便宜を図っている。

ＣＩＲＡＤは以下の７つの研究部門からなっている。

－一年生栽培　(CIRAD-CA)
－多年生栽培　(CIRAD-CP)
－果樹・園芸生産　(CIRAD-FLHOR)
－畜産・獣医　(CIRAD-EMVT)
－森林　(CIRAD-Forêt)
－農産物加工・農村システム　(CIRAD-SAR)
－管理・研究・資料収集・技術援助 (CIRAD-GERDAT)

科学研究に携わる人数を比較すると農学分野に重点が置かれていることがわかる。

－農学分野	（３６％）	－技術	（１０％）
－植物品種改良	（１４％）	－家畜生産	（　９％）
－農耕栽培保護	（１１％）	－経済学・社会学	（　６％）

c）ＩＮＲＡ

ＩＮＲＡは以下の６つの科学局と、その下にある２３の研究部から構成され、それぞれが、フランス全土の地方研究所に配分・配置されている。

物理的環境と農学：－農学、　－生物気候学、
－生物測定学、　－土壌科学
植物生産　：－遺伝学・植物品種改良学、　－植物病理学・雑草学、
－植物生理学・生化学、　－植物薬理学・生態系汚染学、
－森林研究、　－動物学
動物生産　：－単胃動物飼育、　－草食動物飼育・栄養摂取、
－動物遺伝学、　－水生生物・野生動物学、
－動物病理学、　－動物生理学
農産物加工業　：－果物・野菜及びその派生物の生物工学、
－微生物学、　－栄養摂取・食糧・食品安全、
－炭水化物・たんぱく質工学、－動物性産物加工
社会科学　：－農村経済・社会学
農業開発　：－農業システム・開発

１９９２年度を通して、約５００件の協力プロジェクトを実施し、３７２９件のミッションを海外に派遣している。　また同時期に海外からの研修生８４０名を受け入れてい

る。　１９９２年末時点では、１５７２件の研究契約が実効中である。
１９９３年には特許を１７０１件（うち海外申請が１５５３件）と、ライセンス１６２件（うち６８件が特許関連）を所有している。

Ｂ．援助実施機関と研究機関との関係

すでにみてきた様に、上記の３つの研究機関中、ＣＩＲＡＤとＯＲＳＴＯＭは、協力省を上部責任機関としている。
また各機関は勿論それぞれ独自に活動を行ってはいるが、より効率的な研究が行われるように、しばしば合同の研究室を持つことがある。
ＯＲＳＴＯＭとＣＩＲＡＤの間では既に、植物ウィルス学や森林植物の共生体の領域で行われている。　また近いうちにＣＩＲＡＤとＩＮＲＡの間で、耕作の害虫に対する生物学的処置・環境生理学・モデル化の領域での実施が考えられている。
ＯＲＳＴＯＭ・ＣＩＲＡＤ・ＩＮＲＡはまた、アフリカ２１か国の農業研究機関からなるＣＯＲＡＦの能動的な準会員でもある。

V．新しい援助課題と今後の展望

A．地球的課題・新規課題への対応

1．民主化への援助

１９８９年にラ・ボールで行われた第１５回フランス・アフリカ首脳会議における、ミッテラン大統領の演説を契機に、政治制度改革への協力、いいかえれば民主化と複数政党主義への支持が、新たな援助の指針として浮上してきた。　すなわちフランス援助は、独裁体制を維持する国に対しては「冷たく」、反対に民主化努力を行う国には「情熱的」であろうというものであった。

１９９３年３月の総選挙での社会党の大敗の後、誕生したバラデュール首相率いる保守連合政権もこの基本ラインは引き継いでいるといえる。　ただ１９９３年９月３日外務省官邸において行われた、在アフリカ諸国フランス大使の会議において、ミッシェル　ルッサン協力大臣の演説には多少のニュアンスが読み取れる。
そこでは、近年の民主化の波の中で、ザイール・トーゴー・ブルンジ等多くのアフリカ諸国において暴動が発生し、逆に政治体制が脆弱・不安定化している事に鑑みて、「安定性」ということが強調されていることである。　すなわちアフリカ諸国の民主化は各国独自のリズムで行われる事が理解されず、ややもすると内政干渉気味にさえなった事への反省から、今後は安定性を増大させる方向への政治的移行に協調していくという事である。

2．環境問題

国連環境開発会議の準備段階で、フランスはあらゆる種類の開発援助を通しての長期的開発への協力を主張し、「緑の基金」等の創出により、環境と他の経済分野との分離に反対した。
また二国間援助においては、以下の様な形で環境問題に配慮している。
①公式に融資されたプロジェクトに関しては、系統的に環境影響調査を実施する。
②水の分野においては、種々政府（インドネシア、ブラジル）と共同し、貯水池融資局を設置して、水道料金を徴収し、その資金を技術獲得や施設建設にあてている。
③マクロ経済学的視点にたった環境行動国家計画により、相手国の制度上の能力を高め、開発プロジェクトの評価基準を確立する。
④債務調整プログラムに平行して、債務の環境への変換プログラム。

オゾン層破壊・温室現象等、地球的規模の環境問題に関しては、フランスは既に１９８９年９月に、発展途上国も参加できる様、特殊融資機関の創出を提案した。　他の多数の先進国の賛同を得て、１９９０年１１月に世界環境基金が創出された。　現在、フランスはドイツと並んで第一番目の出資国となっている。

Ｂ．現体制の問題点と今後の対応

すでに前述した協力大臣の演説では「安定性」の他に、「厳格さ」と「結果の保証」という言葉が使われている。　厳しい政治・経済状況の中で、アフリカ諸国に要求される厳格さ、フランス本国自体の経済危機故の、自己に対する厳格さ、すなわち援助の結果が確実なものである事、がそれである。こうした現状を踏まえて、以下の３つの基本が上げられている。

①フランス協力の一体化。　すなわち民事協力と軍事協力、外交網と民事網の協調関係
②援助政策における優先分野の確立。　すなわち教育、健康、農村開発、生産的投資、そして勿論フランス語の実践という５つの分野
③自らの努力により発展を開始し始めた中間所得国にも優先度を与える。

またＩＭＦを始めとする国際金融機関に対してフラン圏アフリカ諸国がとるべき調整政策として以下の７点を挙げている。

①国の建て直しに役立つ方策に関する対話と協議の強化。
②厳格さの要請。
③給与問題と予算の透明化に関する約束を守る。
④政治自由化は経済・財政の浄化と同時平行させる。
⑤フラン圏諸国と国際金融機関対話の再開の重要性。
⑥今後はフランス援助は開発分野に限定する。（今までは給与支払い等の予算調整によく用いられた）
⑦フランスはアフリカ大陸における援助の現水準（対アフリカ贈与国中第一位）を維持する。

同協力大臣の年頭（１月３日）の１９９４年度方針演説においても、上述の「厳格さ」、「安定性」、「信頼」、「結果の保証」という立場を再度確認している。　その内容は以下の５点にまとめる事ができる。

①経済の実効的な再建に重点を置いての、手段の均衡。
②主要な分野へ努力を集中しつつのＦＡＣに開発の先導的役割を与える。
③法治国家への変遷過程に現実対応的ではあるが一環的な注意を払う。
④国内の他のＯＤＡ実施機関に協力省の声を届かせ、監督・調整の責務を遂行する。
⑤協力省内部において、機構改革を通し各自の任務を明確化する。

付属書

フランスの発展途上国援助の配分図

（単位：百万フラン）

	南欧	北アフリカ	サハラ以南アフリカ	アメリカ	アジア・中東	南アジア	極東	大洋州	合計
Ⅰ．政府開発援助									
a)二国間援助									
-技術文化協力	141.8	1330.2	5456.1	720.4	403.6	78.1	415.6	1846.1	10391.9
-投資援助	207.4	1829.7	3455.6	429.6	188.7	740.9	2213.7	490.4	9556.0
贈与	72.8	115.8	2451.1	67.6	24.2	141.1	82.4	324.6	3279.6
借款	134.6	1713.9	1004.5	362.0	164.5	599.8	2131.3	165.8	6276.4
-経済財政援助	23.4	1036.6	7639.4	-114.2	21.8	38.3	50.6	1324.5	10020.4
食糧援助	0.6	47.3	72.6	25.3	5.1	27.5	18.4		196.8
債務整理	-4.2	143.6	1219.4	-265.6	8.2	-23.0	-26.7		1051.7
構造調整融資			2196.8						2196.8
債務免除		677.0	2806.2	120.9	5.1	28.6	50.4	5.0	3693.2
-項目外									3394.1
小計	372.6	4196.5	16551.1	1035.8	614.1	857.3	2679.9	3661.0	33362.4
b)多国間援助									10416.4
ODA 合計									43778.8
Ⅱ．公共部門の その他の 援助									2953.2
Ⅲ．民間援助									
a)二国間									
-輸出貸付									-3890.6
-貸付・投資									13195.9
小計									9305.3
b)多国間									-410.0
Ⅳ.NGO贈与									1600.0
合計									10495.3
総計	836.7	-1439.7	16953.5	2642.7	1223.3	2275.2	6924.3	4393.3	57227.3

外務省援助

（単位：百万フラン）

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
Ⅰ．二国間援助							
ー文化科学技術関係総局援助	2029	2218	2354	2319	2476	2414	2567
ー緊急援助	5	5	11	38	39	142	137
二国間援助合計	2034	2223	2365	2357	2515	2556	2704
Ⅱ．多国間援助							
ー強制負担金	280	236	259	270	282	299	325
ー任意負担金	384	385	415	442	481	523	664
多国間援助合計	664	621	674	720	763	822	989
Ⅲ．運営費							
ー本庁		52	68	74	74	64	66
ー海外		165	164	171	179	167	173
運営費合計	212	217	232	245	253	231	239
外務省ＯＤＡ合計	2910	3061	3271	3322	3531	3609	3932
フランスＯＤＡ合計（海外県を含む）	27612	30667	32212	36841	39178	41661	43779
Ｐ．Ｉ．Ｂ．（単位：十億フラン）	5069.3	5320.8	5692.7	6113.1	6884.1	6766.5	6987.7
ＯＤＡ総額中の外務省援助の割合	10.54%	9.98%	10.15%	9.02%	9.01%	8.66%	8.98%
ＯＤＡ／ＰＩＢの割合	0.54%	0.58%	0.57%	0.60%	0.60%	0.62%	0.63%

１９９２年外務省二国間援助地域別分類

ヨーロッパ		１５０．４１
アフリカ		１　０６９．６６
	サハラ以北	（８５５．６４）
	サハラ以南	（２１４．０１）
アメリカ		４２０．９０
	北・中米	（１２０．６３）
	南米	（２８１．７４）
	地域分類不能	（　１８．５５）
アジア		６５７．５７
	中東	（２９９．７１）
	南アジア	（　７８．２８）
	極東	（２６７．６５）
	地域分類不能	（　１１．９２）
オセアニア		３７．２８
州分類不能		２９２．１７
二国間・多国間複合援助		７６．４１
合計		２　７０４．３９

協力省援助

分野別内訳　　　　　　　　　　　　（単位：百万フラン）

	１９８６	１９８７	１９８８	１９８９	１９９０	１９９１	１９９２
情報・同伴	68.357	66.355	42.867	77.585	106.613	136.241	80.441
研修	1749.734	1676.142	1582.451	1716.039	1728.086	1718.058	1801.778
保健	463.876	452.910	469.691	474.685	493.040	543.018	545.641
文化活動	62.081	196.202	301.182	346.539	429.853	408.598	474.056
研究	125.997	77.992	104.157	100.644	111.276	110.365	129.626
農村開発	692.061	529.364	563.760	546.223	662.208	600.398	531.012
工業・鉱山 (1991年迄)：鉱山・エネルギー (1992年)							64.935
工業・鉱山 (1991年迄)：中小企業・手工業 (1992年)	246.850	290.074	319.373	289.123	242.644	344.952	133.862
工業・鉱山 (1991年迄)：第三分野 (1992年)							40.023
インフラ構造	779.711	686.177	814.813	1129.766	650.535	726.382	509.841
行政管理協力	571.681	540.847	349.461	580.813	275.882	322.570	467.637
食糧援助輸送／緊急援助	100.905	71.618	34.096	74.874	101.726	110.726	89.452
その他	534.075	332.234	858.664	587.416	1378.529	1429.752	1968.276
合計	5395.346	4917.915	5440.515	5923.707	6180.088	6451.060	6836.580

１９９２年度国別分類

ＦＡＣ対象国					6 790.462
アンゴラ	19.793	ガンビア	14.578	小アンティル諸国	22.259
ベナン	118.354	ギニア	272.791	ルワンダ	69.388
ブルキナファッソ	268.514	ギニア・ビサオ	32.257	サントメ	37.700
ブルンジ	111.266	赤道ギニア	37.422	セネガル	548.385
カメルーン	606.138	ハイチ	28.261	セイシェル	20.009
カーボ・ベルデ	25.213	マダガスカル	228.250	チャド	324.640
中央アフリカ	258.867	マリ	240.847	トーゴ	143.916
コモロ	92.443	モーリシャス	55.983	ザイール	21.459
コンゴ	265.420	モーリタニア	267.198		
象牙海岸	855.152	モザンビーク	77.672	複数国家間	185.714
ジブチ	211.329	ナミビア	20.497	共通利益	768.302
ガボン	254.404	ニジェール	276.477	分類不能	9.564
ＦＡＣ非対象国					46.118
総計					6 836.580

ＣＦＤ独自の融資

（単位：１００万フラン）

国名	第一窓口		第二窓口		民間窓口	助成金	
	特別条件	通常条件	無担保	構造調整		構造調整	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
アルジェリア		30.92					
アンゴラ		127.00					
ベナン	28.19	9.80			40.32		36.32
ブルキナ・ファッソ	86.71	18.53	0.76			40.00	57.06
ブルンジ	34.46	6.83				20.00	38.10
カメルーン		321.11	9.25	940.00			
カーボ・ヴェルデ							0.32
中央アフリカ	33.62	0.52			-10.84	41.50	42.14
コモロ	0.86					19.90	3.13
コンゴ		20.96	13.50	50.00	25.17		
クック諸島		4.02					
象牙海岸		243.02	58.33	1 256.35			
ジブチ	0.36	0.35					6.33
ドミニカ	0.34	9.09					0.31
ガボン		43.67	15.01				
ガンビア	3.03	0.34					16.70
ガーナ	123.83	12.76	0.76				79.98
グレナダ		0.13					0.03
ギニア	128.31	45.70	9.31	0.48			168.22
ギニア・ビサウ							
赤道ギニア	1.78	4.40				5.20	4.79
ハイチ	4.79	0.56					2.96
リベリア							
マダガスカル	40.59	122.50			- 5.92		42.33
マリ	77.52	32.78	0.08			161.48	6.05
モーリシャス		154.62	22.33				
モーリタニア	77.92	8.45					101.68
モザンビーク	97.72	30.42				93.94	51.86
ニジェール	36.06	15.67				80.00	34.21
ルワンダ	38.43	16.15				0.39	7.53
セント・ビンセント	0.84	0.84					
セント・ルシア		44.69					1.45
ソロモン		0.85					
サントメ	6.91						6.88
セネガル	2.44	66.66			0.14	50.00	56.01
セイシェル		4.66					
シエラ・レオーネ							
ソマリア							
チャド	51.00	0.62				109.65	94.64
トーゴ	19.90	14.64				40.00	11.52
ヴァヌアツ	4.58	0.99	2.72				2.72
ザイール		25.22					
複数国共通	0.50	42.55					0.12
合計	900.69	1 482.02	132.05	2 246.83	48.87	662.06	873.39

国庫総局援助（プロトコール融資）

（単位：１００万フラン）

国名	借款	無償	合計＊
アルジェリア	130.0		250.0
バングラデッシュ		130.0	130.0
ボリビア	43.0	10.0	53.0
カンボジア		63.0	63.0
中国	353.7		680.1
コロンビア	52.0		108.7
エジプト	550.0	39.0	589.0
エクアトール	25.8		58.8
インド	302.4	8.2	569.2
インドネシア	511.8	4.0	1 134.0
ヨルダン	80.0		80.0
ケニア	105.0		105.0
ラオス		22.3	22.3
レバノン	50.0	35.0	85.0
マレイシア	55.0		114.5
モロッコ	872.0		1 065.0
モンゴル		20.0	20.0
ニカラグア	60.0		60.0
パキスタン	944.6	5.4	1 158.4
フィリピン	253.7	2.6	256.3
タイ		12.2	12.2
チュニジア	315.0	37.2	567.3
トルコ	129.6		288.0
ヴァヌアツ		3.5	3.5
ベトナム		180.0	180.0
イェーメン	3.5	70.5	73.5
ザンビア		10.0	10.0
ジンバブエ	77.0	3.5	113.5
合計	4 914.1	656.4	7 850.3

＊この合計には民間信用貸付を含む

ＣＦＤ会計　　（単位：百万フラン）

		１９９１年	１９９２年
収入	活動融資向け合計	９　０４６．３	９　４４６．３
	経済・社会開発基金からの借り入れ	９７７．２	８８４．０
	金融市場からの借り入れ	４　２２８．７	３　７８４．５
	予算	２　４７８．０	２　７３２．８
	その他	１　３６２．４	２　０４５．５
	活動運営向け合計	２　７１８．０	３　０５２．８
	国庫からの受領金	１　６０６．８	１　４０８．６
	ＦＡＣからの受領金	１　０１９．８	１　２７７．９
	外務省からの受領金	６４．０	１０６．９
	ＦＩＤＥＳ、ＦＩＤＯＭからの受領金	２７．４	２５９．４
	総額	１１　７６４．３	１２　４９９．６
支出	借款・助成金向け支払い	９　０４６．４	９　４４６．８
	外国への貸付・助成金	６　３７９．９	１　６１６．０
	海外領への貸付	１　２５９．０	１　６１６．０
	海外県への貸付	８０６．７	７６７．７
	ＳＯＣＲＥＤＯＭ貸付	４８４．９	２８９．０
	ＰＲＯＰＡＲＣＯ貸付	１００．３	３７１．１
	国庫前渡し金	１５．６	１３．１
	フランス本国での貸付	０．０	１５．０
	活動運営向け支払い	３　３３２．９	２　９４４．７
	国庫	１　６０１．９	１　４２８．５
	開発援助基金	１　３５８．３	１　２０３．５
	ＦＩＤＥＳ	３１０．９	２４９．４
	外務省関係活動	６０．８	６３．３
	総額	１２　３７９．３	１２　３９１．５
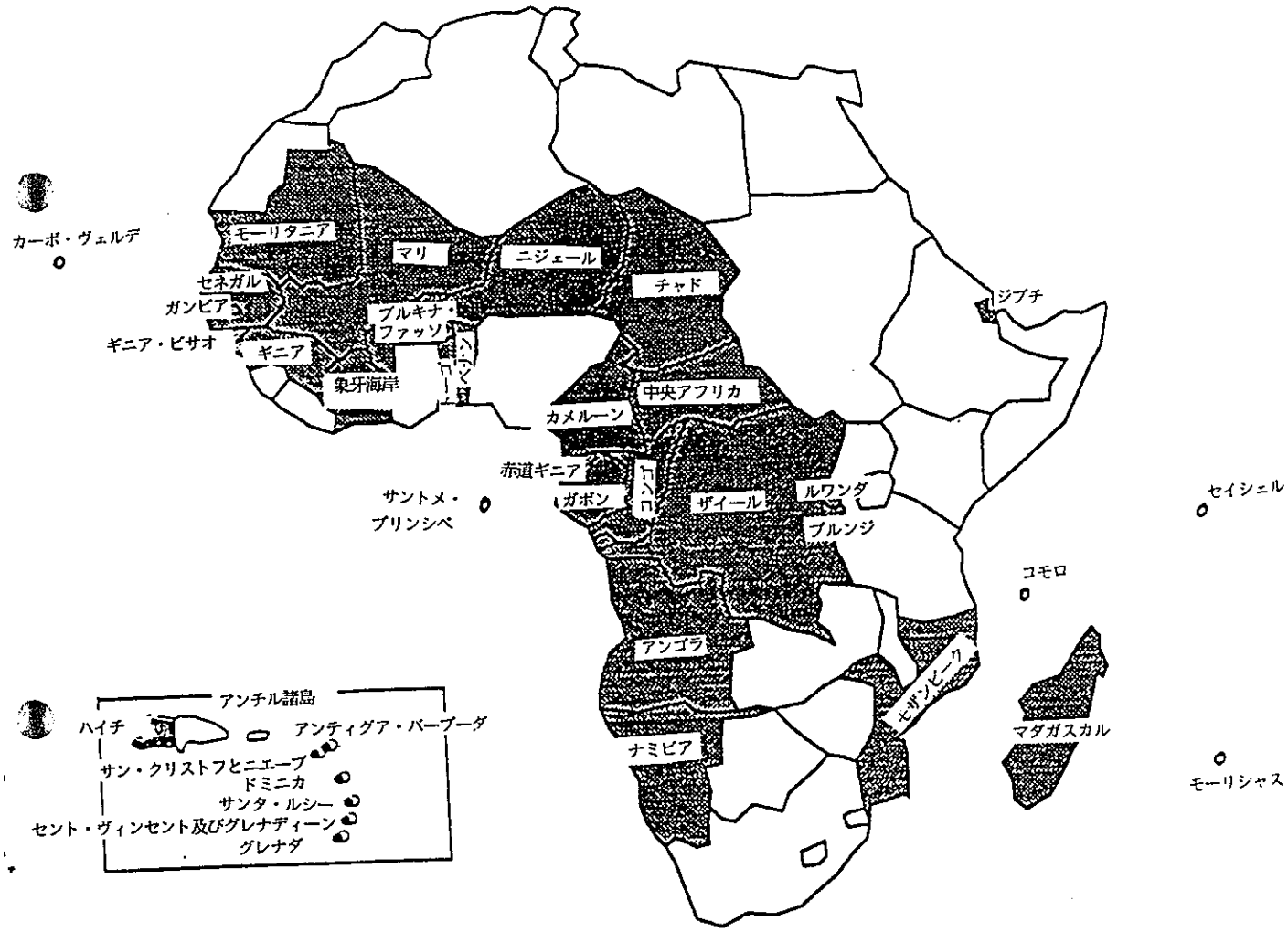
協力省管轄（ＦＡＣ対象）諸国